

水産をめぐる事情について

令和7年7月
水産庁

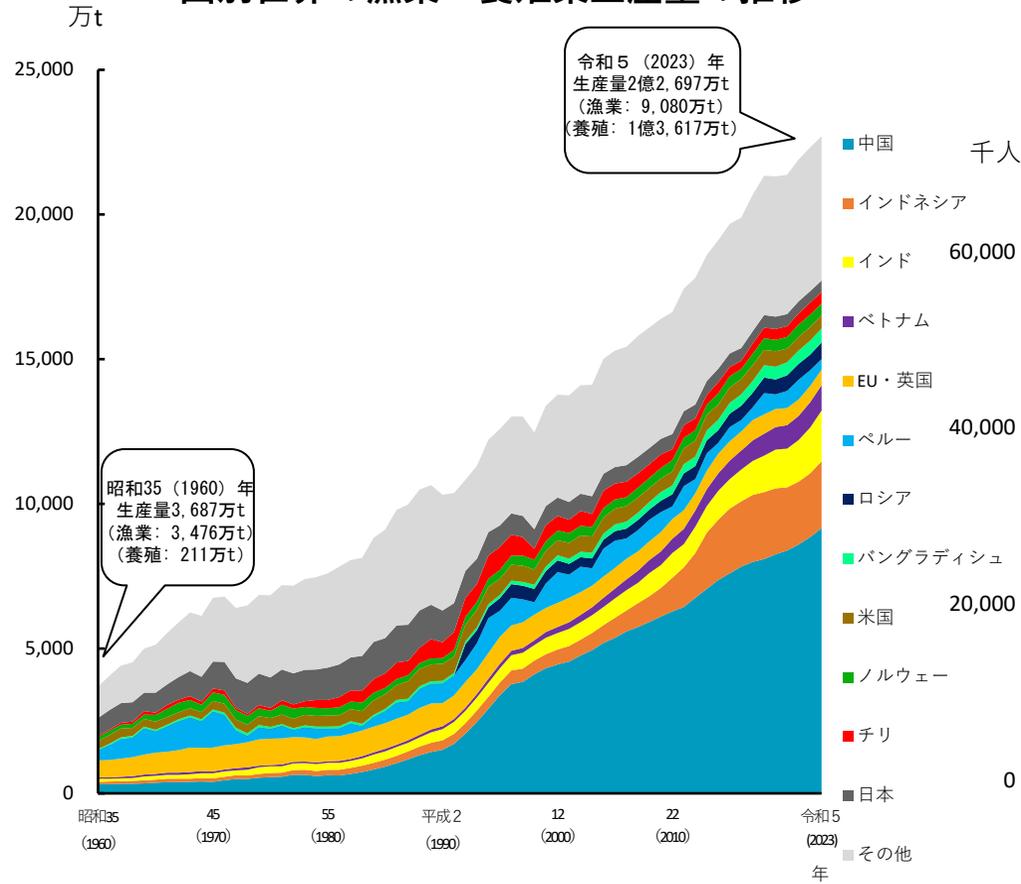
目次

世界の漁業・養殖業の状況	2	密漁の現状	39
世界の水産物消費の増加	3	罰則の強化	40
我が国の水産物消費	4	水産流通適正化法の概要について	41
		水産流通適正化制度の内容	42
		漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について	43
我が国の漁業・養殖業の生産量・生産額	5	水産加工業について	44
漁業就業者の現状	6	水産物流通構造の現状	45
我が国の漁業生産の動向	7	水産物産地市場の現状	46
我が国の漁業・養殖業の生産性の推移	8	水産物流通における様々な取組	47
漁業種類別の漁業生産力	9	水産物の消費拡大に向けた取組「さかなの日」・水産物の健康効果	48
水産資源の現状	10	水産物輸出の拡大	49
漁業法に基づく資源管理の流れ	11	養殖業における輸出拡大に向けた取組	50
資源管理の推進のための新たなロードマップ	12-14	漁協の現状	51
資源評価はどのように行うのか(資源量が推定できる場合の例)	15	漁協制度の見直し	52
資源調査・評価の充実(資源評価対象種の拡大)	16-17	拠点漁港等の競争力強化	53
資源調査・評価のための漁獲情報等の収集	18	海業の推進について	54
資源管理目標の設定	19	海業振興が水産業にもたらす効果事例	55
最大持続生産量(MSY: Maximum Sustainable Yield)	20	漁港施設等活用事業制度の創設	56
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進(従来のTAC資源)	21	海業の取組事例	57
TAC管理の推進(TAC資源拡大)	22	「浜の活力再生プラン」(浜プラン)	58
IQ 管理の推進	23	海洋環境の変化への対応	59
漁業法に基づく資源管理における自主的な管理	24-25	栄養塩類の減少について	60
資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備	26	みどりの食料システム戦略について	61
漁業許可制度の概要	27	東日本大震災からの水産の復旧・復興状況	62
漁業許可(漁船のトン数制限)	28	東日本大震災からの水産の復旧・復興状況と今後の方針	63
沿岸漁業の特徴	29	(参考)水産政策の改革の全体像	64
海面利用制度(免許までのプロセス)	30	(参考)漁業法等の一部を改正する等の法律の概要(平成30年12月)	65
海面利用制度(漁業権の免許)	31	(参考)養殖業成長産業化総合戦略(2020.7策定、2021.7改訂)	66
我が国と世界の養殖生産量の動向	32	(参考)新たな水産基本計画について	67
我が国魚類養殖業の動向	33	(参考)新たな漁港漁場整備長期計画について	68
我が国における養殖生産の内訳	34		
養殖業成長産業化総合戦略の策定	35		
マーケットイン型養殖業について	36		
戦略的養殖品目と成果目標について	37		
海区漁業調整委員会	38		

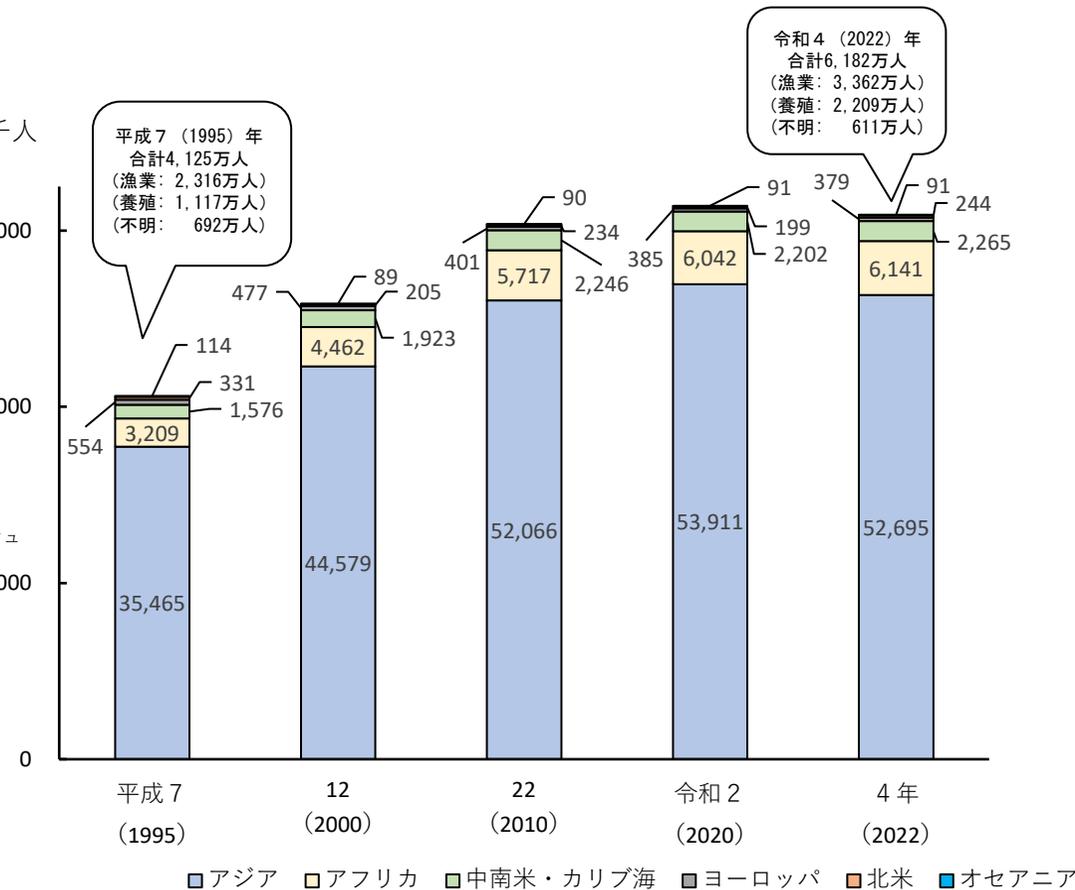
世界の漁業・養殖業の状況

- 令和5(2023)年の世界の漁獲量は、9,080万トン。増産の余地のある水産資源が減少し、世界の海面漁獲量は頭打ち。
- 令和5(2023)年の世界の養殖業による収穫量は、1億3,617万トン。収穫量は増大を続けているが、中長期的にみると、養殖適地に限りがあることなどの制限要因により、増産に限界がある可能性。
- 世界の漁業・養殖業の従事者数は、養殖業を中心に増大していたが、平成22(2010)年からは横ばい。

国別世界の漁業・養殖業生産量の推移



世界の地域別漁業・養殖業就業者の推移



資料: FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production) (日本以外) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

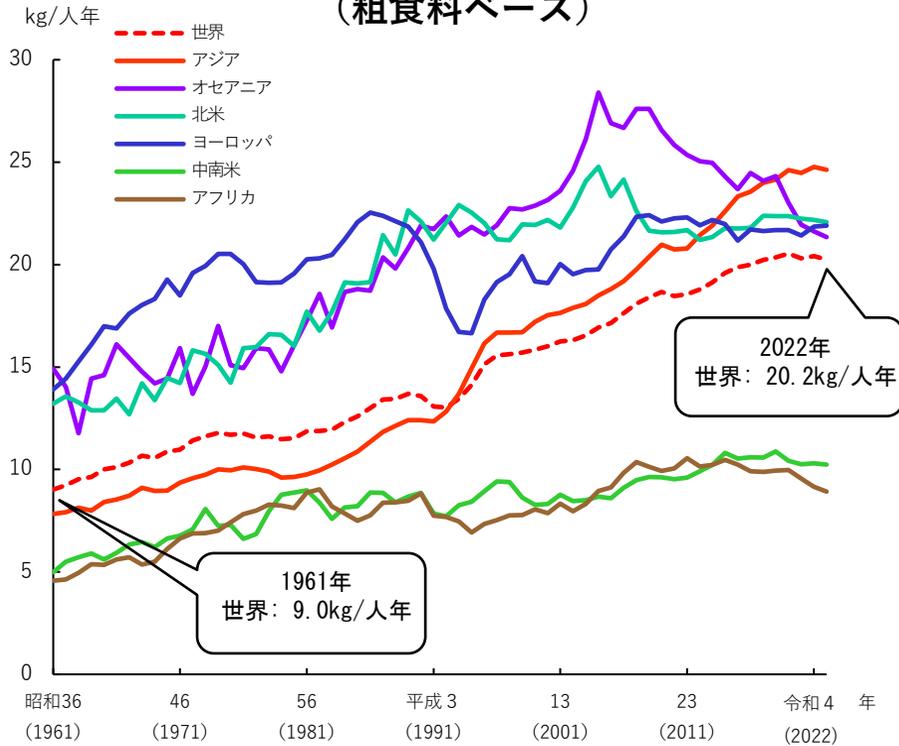
資料: FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2024」

世界の水産物消費の増加

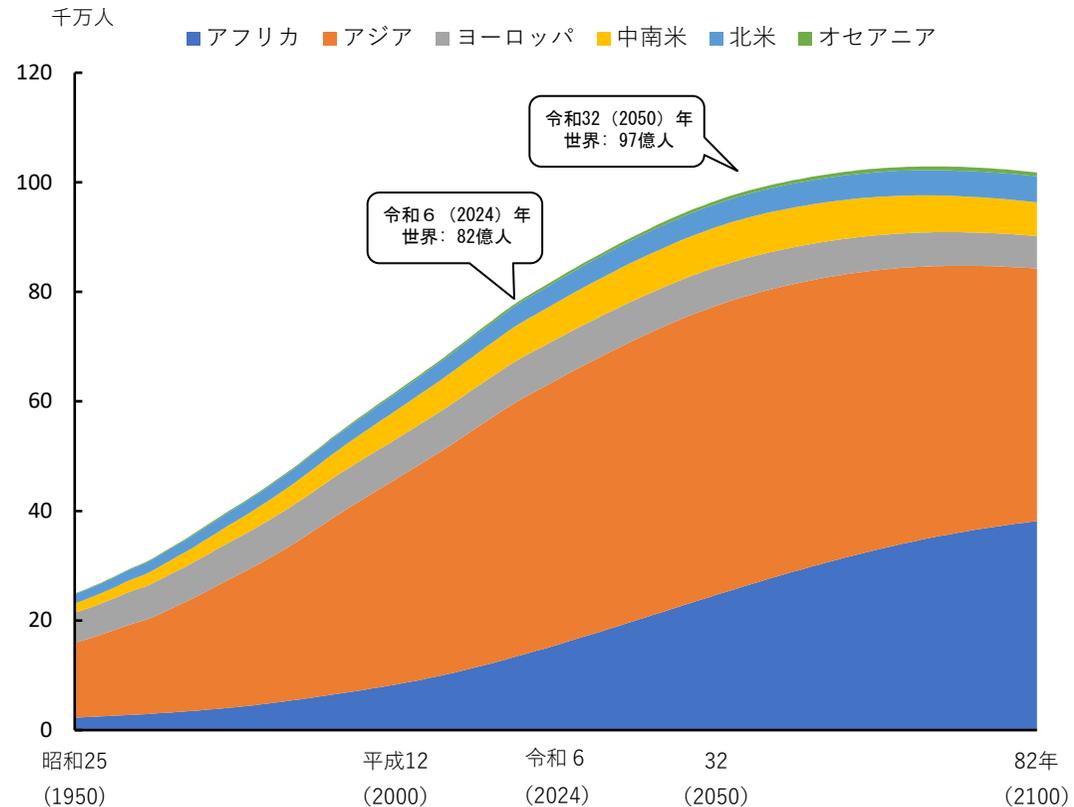
- 欧米での健康志向の高まりや、中国やインドネシア等の新興国の経済発展により、世界の食用魚介類の消費量は、年々増加。世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、過去50年間で約2倍に増加。
- 国連の予測によれば令和32(2050)年の世界の人口は97億人と、令和5(2023)年の81億人から2割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は、今後も増加していくことが見込まれる。
- 今後、水産物の世界的な需給が逼迫する可能性。

世界の1人当たりの食用魚介類消費量の推移

(粗食料ベース)



世界の人口の推移と将来予測



資料: FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

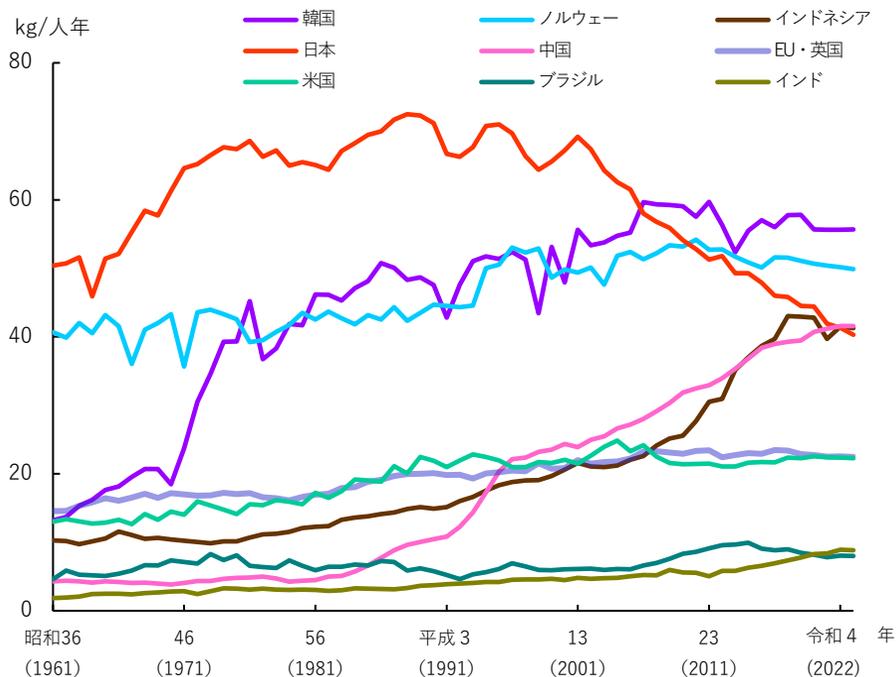
注: 1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

資料: United Nations「World Population Prospects」
2024年以降の将来予測については「MEDIUM VARIANT」を参照

我が国の水産物消費

- 魚介類の1人1年当たり消費量は世界各国で増加している一方、我が国では減少傾向。
- 我が国の食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、令和5(2023)年度は21.4kg(概算値)。
- 一方、肉類の1人1年当たりの消費量は増加傾向にあり、平成23年度以降は、食用魚介類の消費量は肉類の消費量を下回っている。

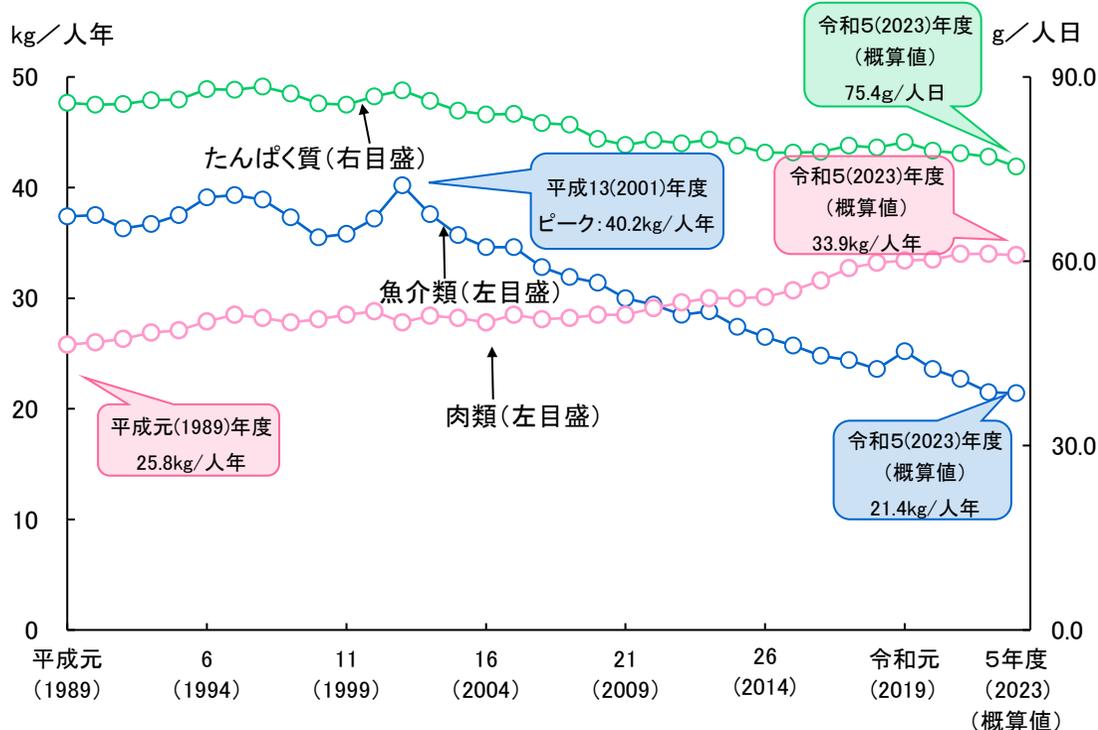
世界の魚介類の1人1年当たり消費量の推移(主要国別)(粗食量ベース)



資料: FAO「Food balance sheets」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注: 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

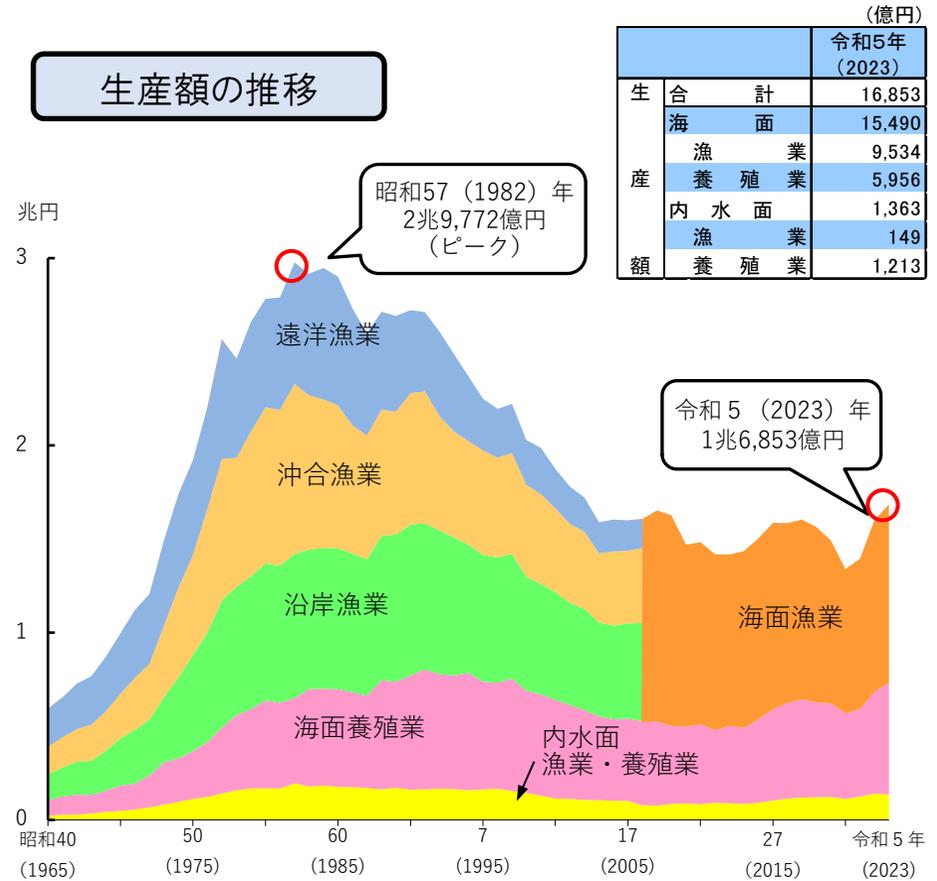
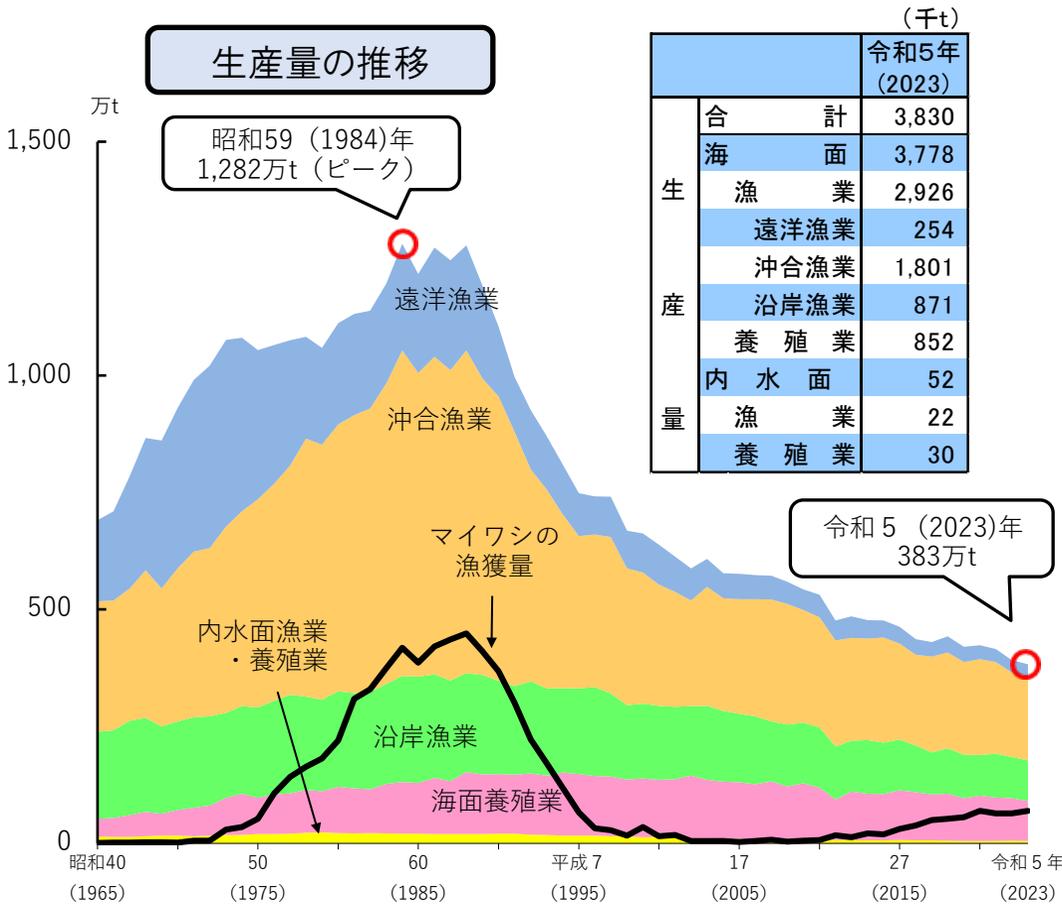
食用魚介類及び肉類の1人1年当たり消費量とたんぱく質の1人1日当たり消費量の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」

我が国の漁業・養殖業の生産量・生産額

- 我が国の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することで発展。
- 世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少を除いても、生産量は減少傾向にあり、水産業の成長産業化や国民に対する水産物の安定供給を図るためにも、生産量を増加させる必要。



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注: 漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19(2007)年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値であり、平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

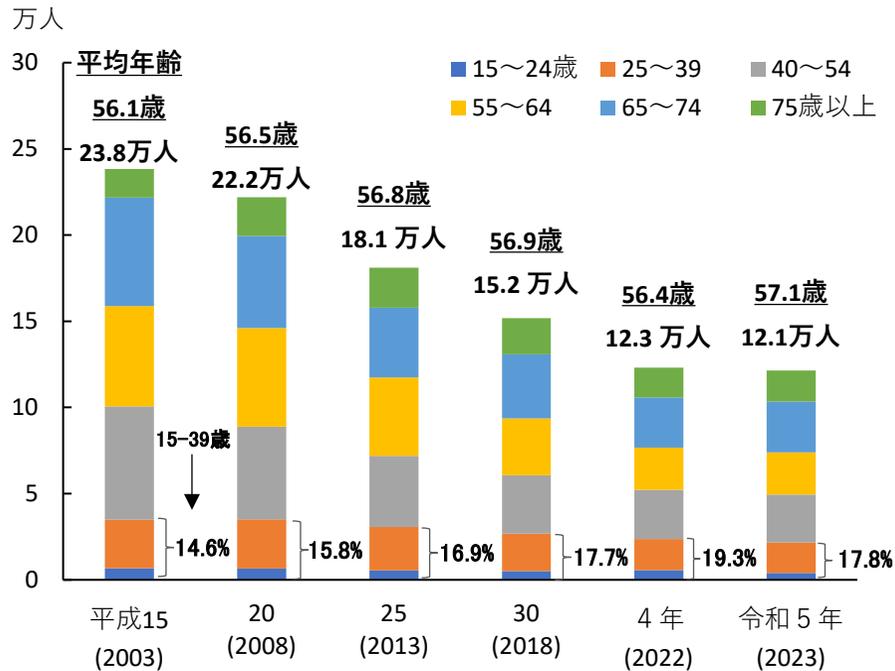
資料: 農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注: 1) 漁業生産額は、漁業産出額(漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの)に種苗の生産額を加算したもの。
2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19(2007)年から取りまとめを廃止した。

漁業就業者の現状

- 我が国の漁業就業者は減少傾向にあり(令和5(2023)年は12.1万人)、平均年齢は57.1歳。高齢者の退職により今後も減少(令和32(2050)年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

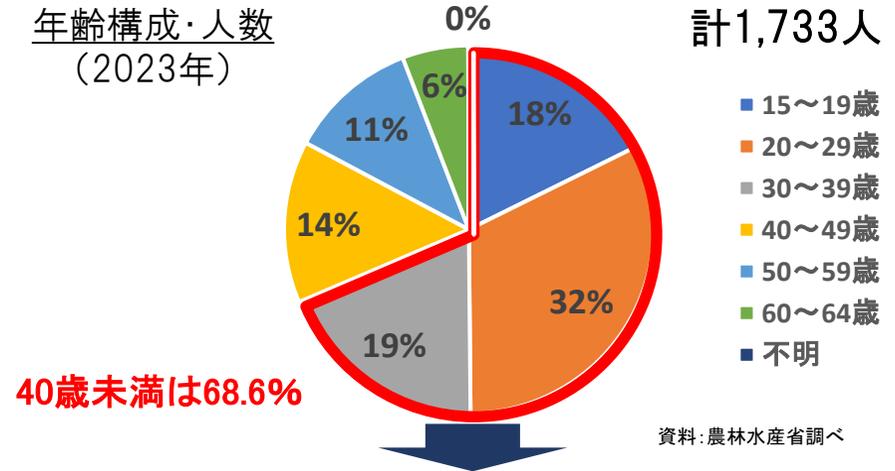
漁業就業者の推移



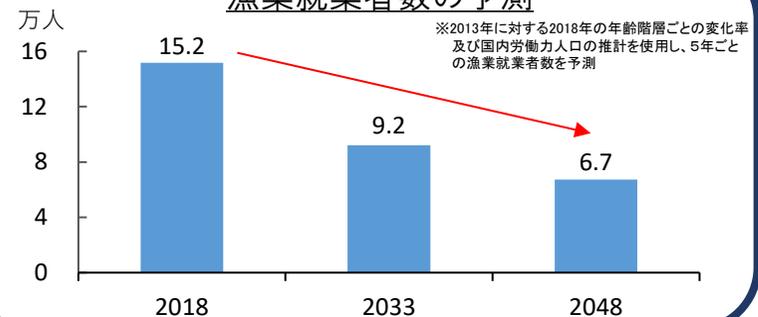
資料：農林水産省「漁業センサス」(平成15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)、令和5(2023)年)
 注1：平成20(2008)年以降では、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。
 注2：平均年齢は、「漁業センサス」より各階層の中央値(75歳以上の階層については80を使用。)を用いた推計値。

新規就業者の状況

年齢構成・人数
(2023年)



漁業就業者数の予測

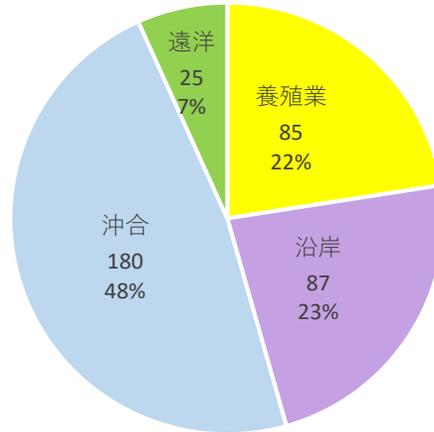


我が国の漁業生産の動向

- 遠洋・沖合漁業は、沿岸漁業に比べて漁船や経営体数は少ないものの、我が国の漁獲量の5割以上を占めており、日本の水産物の安定供給に寄与。
- 養殖・沿岸漁業は、漁船数、経営体数及び漁業従事者数において全体の約8割を占めている。

生産量

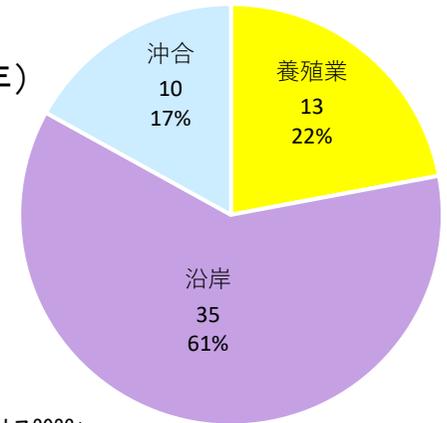
383万トン
(令和5(2023)年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
注:「内水面漁業・養殖量」は5万トン(1%)
沖合漁業にはいか釣(沖合・沿岸)を含む。

動力漁船隻数

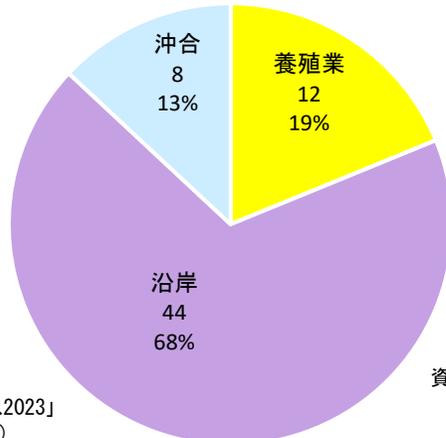
58千隻
(令和5(2023)年)



資料:農林水産省「漁業センサス2023」
注:1)「遠洋」は184隻(0.3%)
2)遠洋・近海いか釣、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
3)沖合漁業にはいか釣(沿岸)を含む。

経営体数

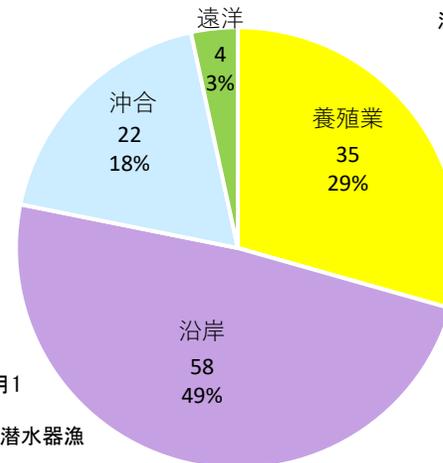
65千経営体
(令和5(2023)年)



資料:農林水産省「漁業センサス2023」
注:1)「遠洋」は184隻(0.3%)
2)遠洋・近海いか釣、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
3)沖合漁業にはいか釣(沿岸)を含む。

漁業従事者数

118千人
(令和5(2023)年)

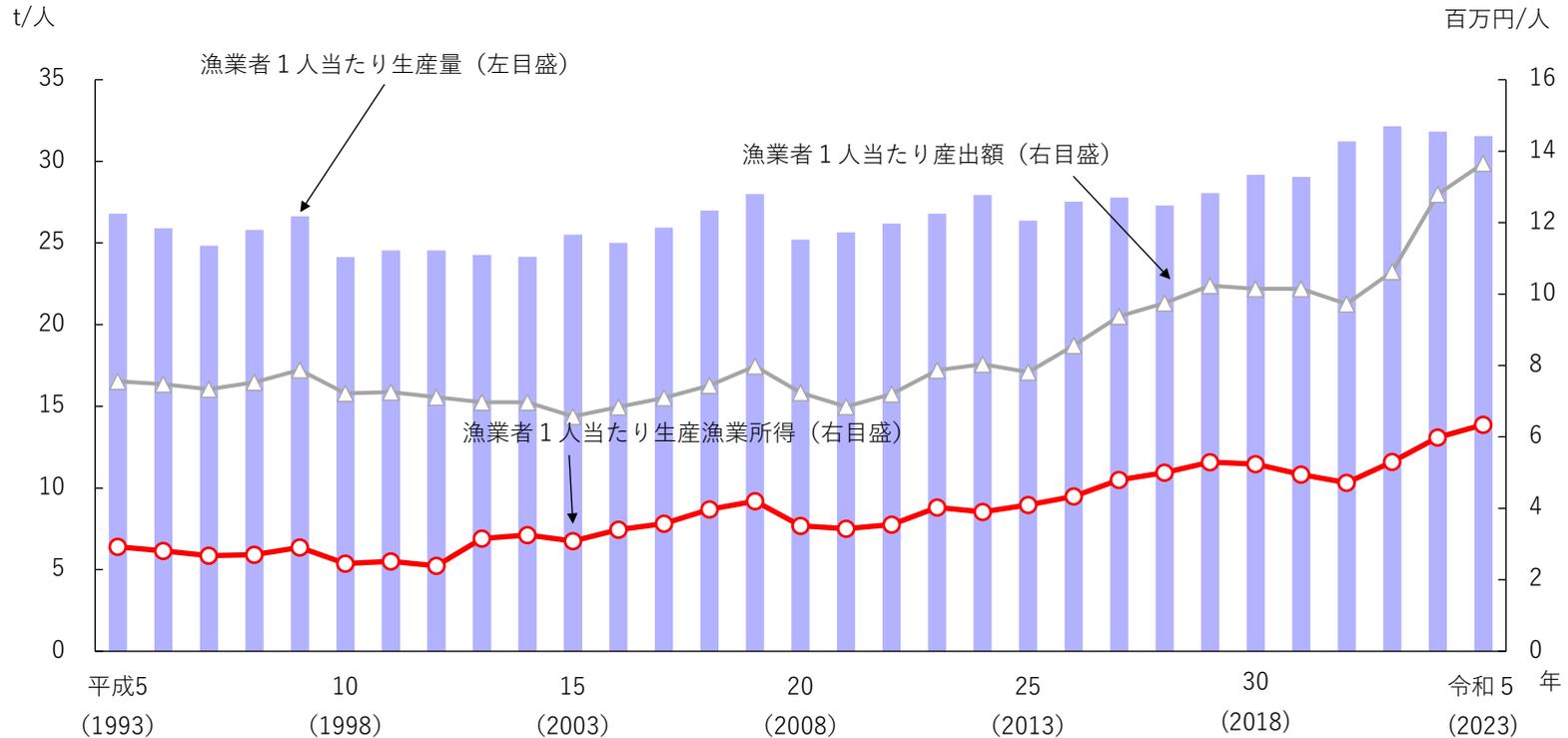


資料:農林水産省「漁業センサス2023」
注:1)「漁業従事者数」は、2023年11月1日時点の海上作業従事者数
2)遠洋・近海いか釣、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
3)沖合漁業にはいか釣(沿岸)を含む。

注:1)内水面漁業・養殖業を除く。
2)「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。
3)「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)が含まれる。
4)「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

我が国の漁業・養殖業の生産性の推移

- 我が国の漁業者1人当たりの生産量、産出額及び生産漁業所得は近年増加傾向で推移。



資料：農林水産省「漁業センサス」(平成5(1993)、10(1998)、15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年の漁業就業者数)、「漁業構造動態調査」(令和元(2019)年以降の漁業就業者数)、「漁業就業動向調査」(その他の年の漁業就業者数)、「漁業・養殖業生産統計」(生産量)及び「漁業産出額」(産出額・漁業所得)に基づき水産庁で作成

- 注：1) 漁業者1人当たり生産量は、生産量合計を漁業就業者数で除したもの。
 2) 漁業者1人当たり産出額は、漁業産出額合計(種苗生産額は含まない)を漁業就業者数で除したもの。
 3) 漁業者1人当たり生産漁業所得は、生産漁業所得合計(種苗に係るものは含まない)を漁業就業者数で除したもの。
 4) 生産漁業所得は、漁業産出額から物的経費(減価償却費、間接税を含む)を控除したもの。
 5) 平成23(2011)及び24(2012)年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く(内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。)

漁業種類別の漁業生産力

- 漁業種類ごとに見ると、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの漁獲量が多い。
- 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

	漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (トン)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
遠洋	海外まき網 【大臣許可】	北緯20以南の太平洋にてかつお・まぐろ類をまき網で漁獲する漁業	カツオ、マハチ、キハダ等	143,796	9	684	26	15,977.3	210.2	5,530.6
	遠洋まぐろはえ縄 【大臣許可】	主に公海上ではえ縄によりまぐろ類を漁獲する漁業	クロマグロ、ミナマグロ、マハチ、キハダ、ビンナガ等	62,086	50	2,704	127	1,241.7	23.0	488.9
沖合	沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	スケトウダラ、ホッケ、カレイ、スワイガニ等	217,826	226	2,136	273	963.8	102.0	797.9
	大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	サバ、イワシ、アジ、スルメイカ、カツオ、クロマグロ等	685,358	57	3,054	332	12,023.8	224.4	2,064.3
	さんま棒受け網 【大臣許可】	周辺水域等で棒受網を使用してさんまを獲る漁業(10t以上)	さんま	25,710	54	758	65	476.1	33.9	395.5
沿岸・地先沖合	中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ等	351,437	254	2,999	1,003	1,383.6	117.2	350.4
	小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)	ホタテガイ等	396,902	4,999	7,434	5,214	79.4	53.4	76.1
	刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業	スケトウダラ等	116,984	7,908	10,084	6,738	14.8	11.6	17.4
	大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、フリ、クロマグロ等	262,675	366	4,260	958	717.7	61.7	274.2

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(漁獲量(令和5(2023)年)、「2023年漁業センサス」(経営体数、漁業者数、漁船数)

注：1)「海外まき網」の数値は漁業センサス上の「1そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業」の数値

2)「漁業者数」のうち、我が国の漁業全体以外の値については、令和5(2023)年11月1日時点の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

水産資源の現状

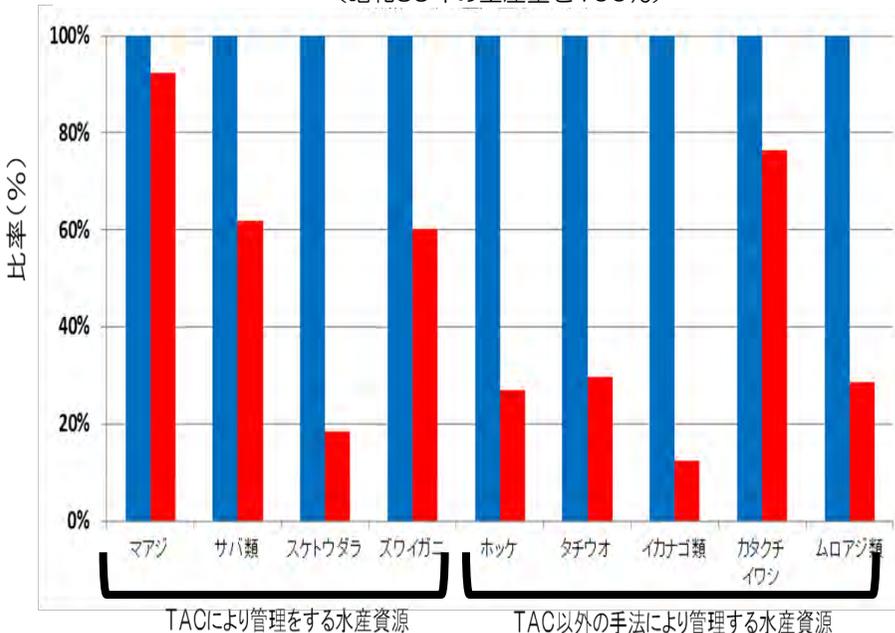
- 漁獲量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。
- MSYベースの資源評価を行った22種38資源のうち、資源量も漁獲の強さも共に適切な状態であるものはスケトウダラ太平洋系群など11種13資源、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であったものはウルメイワシ対馬暖流系群及びマイワシ太平洋系群の2種2資源、資源量はMSY水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものはホッケ道北系群など9種12資源、資源量はMSY水準よりも少なく漁獲の強さも過剰であったものはゴマサバ対馬暖流系群など9種11資源である。
- MSYベース以外の資源評価では、評価した36種50資源について、資源水準が高位にあるものが10資源、中位にあるものが14資源、低位にあるものが26資源である。

管理手法による漁獲量の比較

<TAC(漁獲可能量)制度>

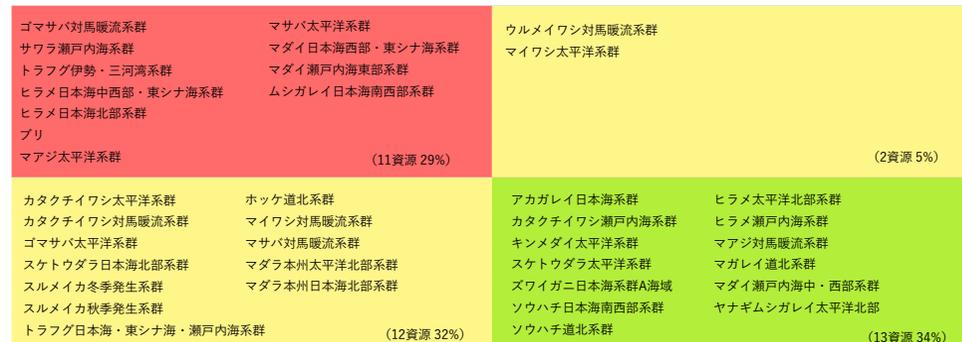
国が水産資源ごとに年間の漁獲量の上限を設定することにより行う資源管理(数量管理)

昭和59年の漁獲量(■)に対する、平成28年の漁獲量(■)の比率
(昭和59年の生産量を100%)

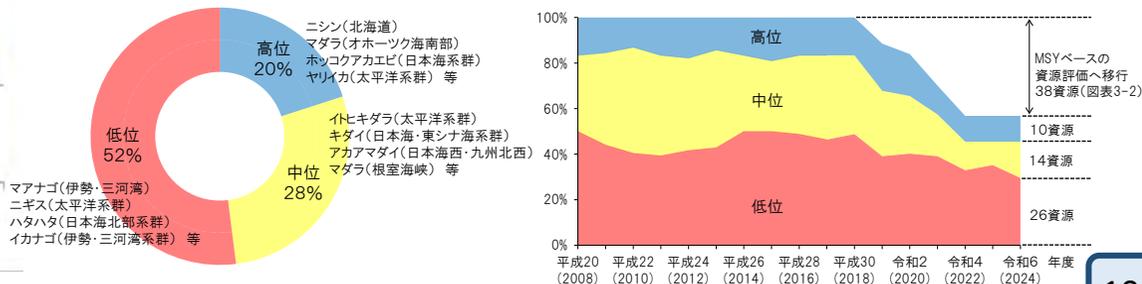


我が国周辺の資源水準の状況 (MSYをベースとした資源評価 22種38資源)

強い↑漁獲の強さ↓弱い



我が国周辺の資源水準の状況(「高位・中位・低位」の3区分による資源評価 36種50資源)



漁業法に基づく資源管理の流れ

【 資源調査 】

(行政機関／研究機関／漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報 (漁獲量、努力量等)
- ・ 漁獲物の測定 (体長・体重組成等)

○調査船による調査

- ・ 海洋観測 (水温・塩分・海流等)
- ・ 仔稚魚調査 (資源の発生状況等) 等

○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

【 資源評価 】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

○資源評価結果 (毎年)

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート(※) など

※ 資源水準と漁獲圧力について、MSYを達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

○資源管理目標等の検討材料 (設定・更新時)

1. 資源管理目標の案
 2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移 (複数の漁獲シナリオ(※)案を提示)
- ※ 資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式

【 資源管理目標 】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①MSYを達成する資源水準の値 (目標管理基準値)
②乱かくを未然に防止するための値 (限界管理基準値)
2. その他の目標となる値 (1.を定めることができないとき)

【 漁獲管理規則 (漁獲シナリオ) 】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

【 操業 (データ収集) 】

(漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ ICTを活用した情報収集



【 管理措置 】

関係者の意見を聴く

TAC・IQ

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ 漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保
- ・ 準備が整った区分からIQを実施

資源管理協定

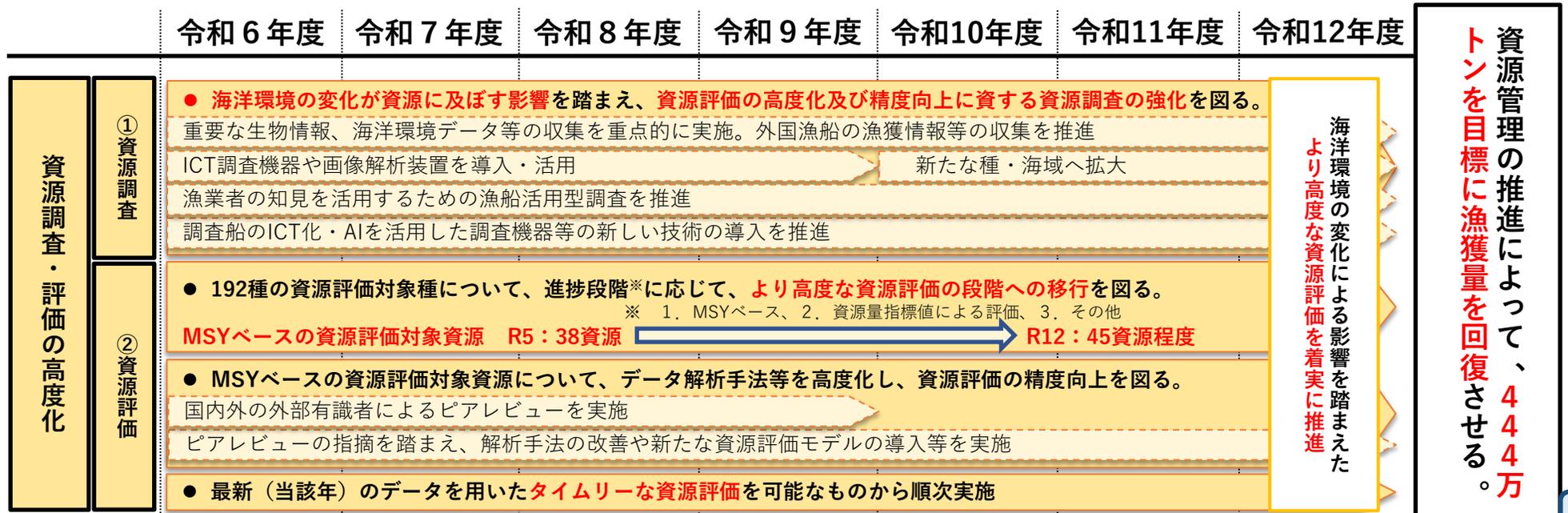
- ・ 自主的管理の内容は、資源管理協定として、都道府県知事の認定を受ける
- ・ 資源評価の結果と取組内容の公表を通じ管理目標の達成を目指す

資源管理の推進のための新たなロードマップ（1 / 3）

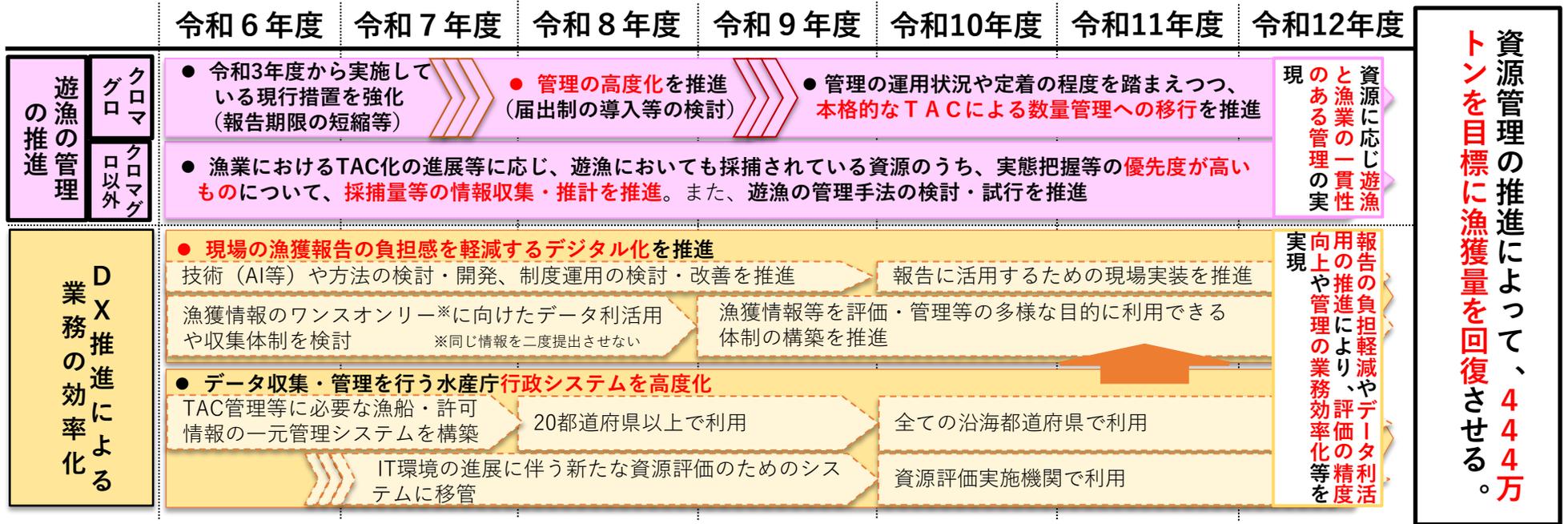
● 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大
- ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
- ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

● 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

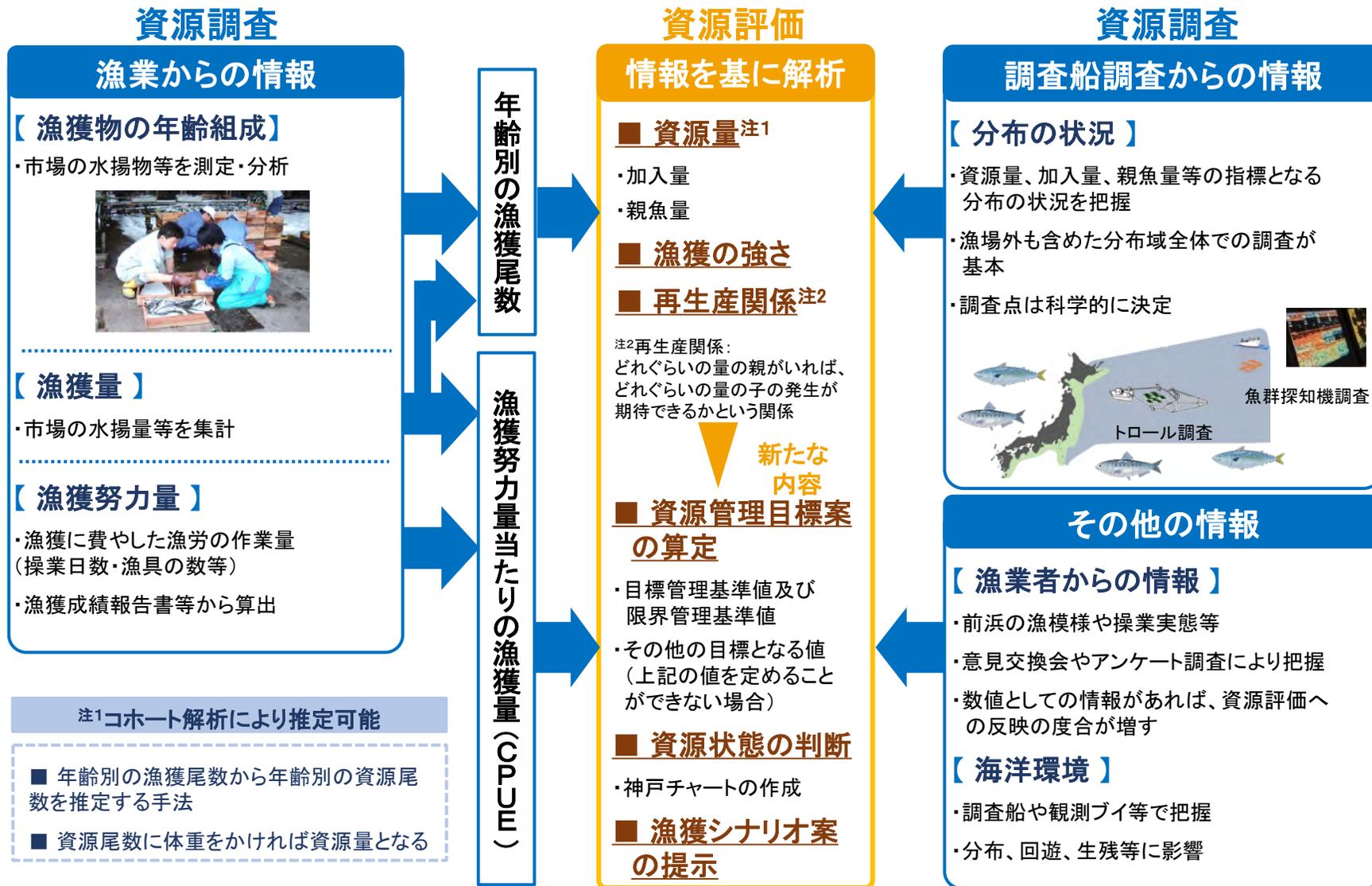


資源管理の推進のための新たなロードマップ（3 / 3）



資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

資源評価はどのように行うのか（資源量が推定できる場合の例）

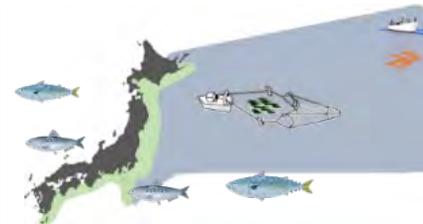


資源調査・評価の充実（資源評価対象種の拡大①）

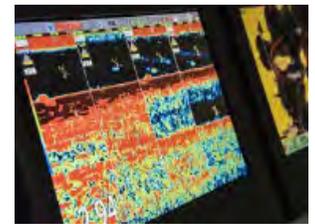
- 平成30年度まで、資源評価は50種（国際資源として別途評価されているサンマとクロマグロを除く。）を対象に実施してきた。
- 漁業法は、「農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする」と規定（法第9条第4項）。
- これを受け、令和3年度までに資源評価対象種を192種277資源に拡大したところであり、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図っているところ。（参考：米国は364資源、EUは226資源を評価）

＜資源評価を行う水産資源の条件＞

1. 平成30年度までは、広域に分布するものを中心として資源評価を実施。
2. 法改正以降、以下の条件に合うものから順次調査・評価を開始。
 - ① 都道府県から要望を受けた水産資源
 - ② 大臣許可漁業の対象水産資源
 - ③ 広域で漁獲されている水産資源
 - ④ 広域で種苗放流されている水産資源
 - ⑤ 一般に流通している水産資源
 - ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源



トロール調査



魚群探知機調査



調査船調査

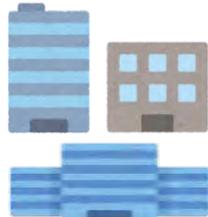


無人調査機
（ROV・AUV等）



市場調査

都道府県研究機関



水産機構支所

水産資源研究センター



大学等
研究機関



水産資源研究センター（水産機構）と都道府県研究機関や大学等との連携を強化

資源調査・評価の充実（資源評価対象種の拡大②）

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象種に含まれない17種を加え、資源評価対象種を67種122資源に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種196資源に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から73種を選定、調査を開始し、192種277資源に拡大。

平成30年度（計50種88資源）

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ
アオダイ、アカガレイ、アカアマダイ、イカナゴ、イカナゴ類、イトヒキダラ、ウマヅラハギ、ウルメイワシ、エソ類、オオヒメ、カタクチイワシ、カレイ類、キアンコウ、キダイ、キチジ、キンメダイ、ケンサキイカ、サメガレイ、サワラ、シャコ、ソウハチ、タチウオ、トラフグ、ニギス、ニシン、ハタハタ、ハマダイ、ハモ、ヒメダイ、ヒラメ、ブリ、ベニズワイガニ、ホッケ、ホッコクアカエビ、マアナゴ、マガレイ、マダイ、マダラ、マナガツオ類、ムシガレイ、ムロアジ類、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ、

令和元年度（計67種122資源）

アイナメ、アカムツ、イサキ、イシガレイ、ウスメバル、ガザミ、キビナゴ、クマエビ、クルマエビ、コウイカ、ツクシトビウオ、ツノナシオキアミ、ハマトビウオ、ホソトビウオ、マコガレイ、マルソウダ、メイタガレイ

令和2年度（計119種196資源）

アオメエソ、アオリイカ、アカカマス、アブラガレイ、イシカワシラウオ、イセエビ、イボダイ、イラコアナゴ、ウチウエビ、エゾイソアイナメ、オニオコゼ、カイワリ、カサゴ、カワハギ、キジハタ、キツネメバル、キントキダイ、クエ、クロザコエビ、クロソイ、クロダイ、ケガニ、コノシロ、サヨリ、サルエビ、シイラ、シログチ、シロサバフグ、シロメバル、ジンドウイカ、スジアラ、スズキ、ソデイカ、タイワンガザミ、チダイ、トゲザコエビ、ハツメ、ババガレイ、ヒレグロ、ホウボウ、ホシガレイ、ホタルジャコ、ボタンエビ、マダコ、マトウダイ、ミギガレイ、ミズダコ、モロトゲアカエビ、ヤナギダコ、ヤマトカマス、ヨシエビ、ヨロイタチウオ

令和3年度（計192種277資源）

アイゴ、アカエイ、アカエビ、アカガイ、アカシタビラメ、アカマンボウ、アカヤガラ、アサリ、アブラボウズ、アラ、アンコウ、イイダコ、イシガキダイ、イシダイ、イトヨリダイ、イヌノシタ、ウバガイ、ウミタナゴ、エゾアワビ、エゾボラモドキ、エッチュウバイ、カガミダイ、カナガシラ、カミナリイカ、カンパチ、キュウセン、クジメ、クロアワビ、クロウシノシタ、クロガシラレイ、ケムシカジカ、コウライアカシタビラメ、コショウダイ、コブダイ、コマイ、サザエ、シバエビ、シマアジ、ショウサイフグ、シライトマキバイ、シラエビ、シリヤケイカ、シログス、スナガレイ、スマ、タカベ、タナカゲンゲ、チカメキントキ、トコブシ、トヤマエビ、トリガイ、ナガツカ、ニベ、ネズミゴチ、ノロゲンゲ、ハガツオ、ハマグリ、バラメヌケ、ヒメジ、ヒラツメガニ、ヒラマサ、ホタルイカ、ボラ、マゴチ、マダカアワビ、マナマコ、マハタ、マフグ、マルアジ、メガイアワビ、メジナ、メダイ、ユメカサゴ

以降

調査データの蓄積→評価実施・結果公表 ※データ蓄積を通じ資源評価精度の向上を図る。

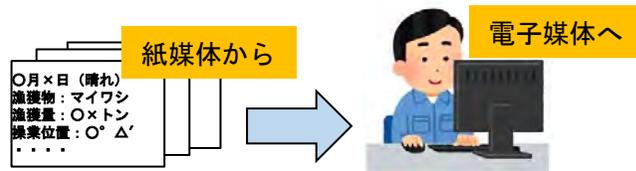
資源調査・評価のための漁獲情報等の収集

- 漁獲情報の収集は、「資源量」と「漁獲の強さ」の客観的な説明、環境変動による資源変動の兆候の把握、取組状況のモニタリングなど、資源評価・資源管理双方にとって重要。
- 漁獲情報等の収集拡大のため、令和5年度までに、次の措置を講じた。
 - ①漁業法において、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業にも漁獲実績報告を義務付けるとともに、漁業権漁業についても資源管理や漁場利用の状況報告を義務化し、漁獲情報等のデータ量を拡大（漁業の実態に応じて過度な負担とならないよう留意）
 - ②大臣許可漁業について、現在の漁獲成績報告書を電子化し、リアルタイムの報告を可能とする体制を構築
 - ③主要な漁協・産地市場から、500市場以上で水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築し、資源管理等に活用を開始
- 今後、漁獲情報等を評価・管理をはじめとした多様な目的に利用できる体制の構築を推進。

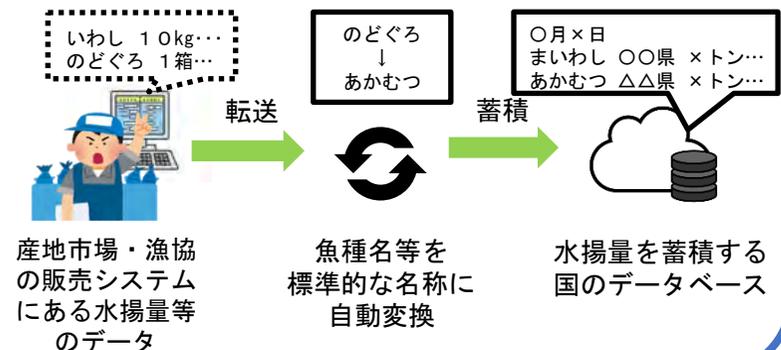
【取組の具体的なイメージ】

電子漁獲報告の実装、普及

- 大臣許可漁業（大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、北太平洋さんま漁業など）を営む者は、現在、漁獲成績報告書の提出が義務
- 電子による漁獲報告のためのシステム改修を行うとともに、順次、これらを営む漁業者に対しその実装と普及を推進



産地市場・漁協からの水揚げ情報の迅速な収集



国や都道府県の資源評価・資源管理に活用

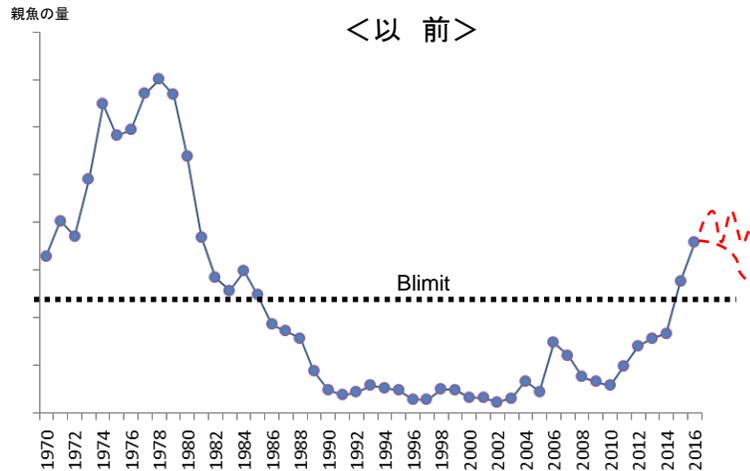
資源管理目標の設定

- 法改正以前は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量(Blimit)への維持・回復を目指した管理を実施。
- 改正後の漁業法では持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において
 - ① 目標管理基準値: 最大持続生産量(MSY)を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値: 乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画(資源再建計画)を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

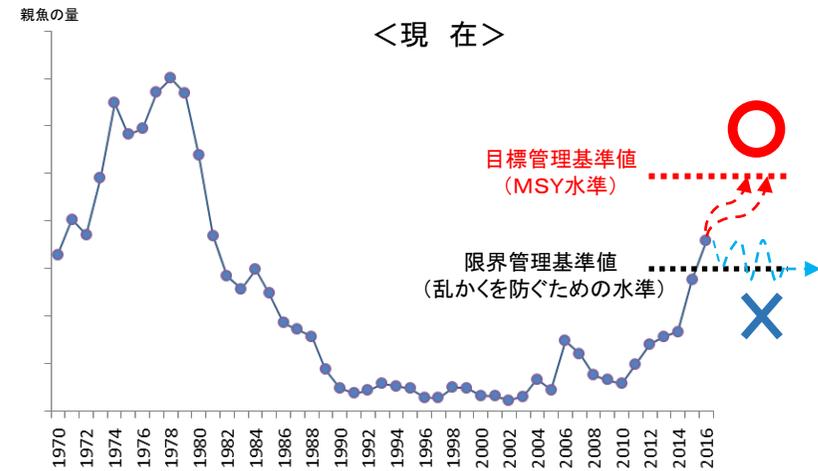
<最大持続生産量(MSY)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

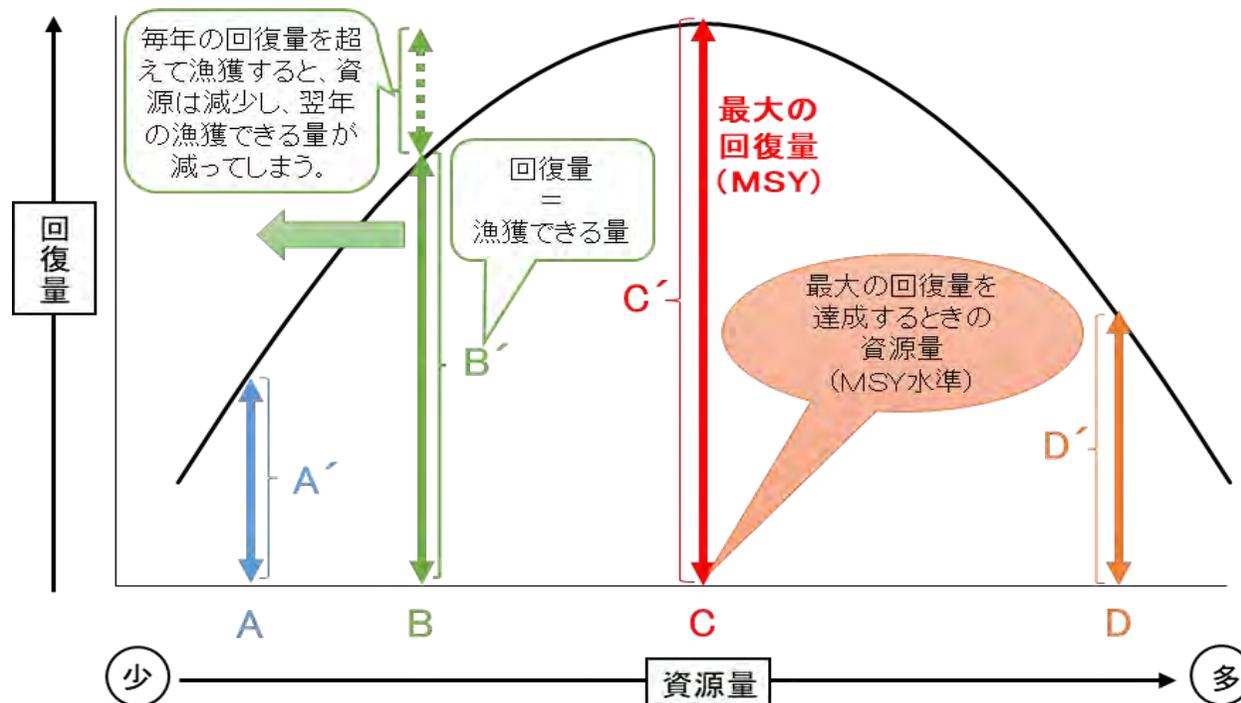


- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield)

- 漁業法では、MSYは、「現存及び合理的に予想される将来の自然条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動によって減少しても元に戻ろうとする力が働く。元に戻る量（回復量）と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができる。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加するが、ある程度以上の水準になると生息域や餌の競合等により減少する。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで「最大の漁獲 (MSY)」を続けることが可能となる。

【資源量と回復量の関係】



MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（従来のTAC資源）

- 漁業法では、「資源管理はTACによる管理を行うことを基本とする」と規定（第8条第1項）。
- 従来のTAC資源については、以下のプロセスにより、令和3年漁期から（サバ類については先行的に令和2年漁期から、スルメイカについては令和4年漁期から）MSYベースの管理※へ移行した。

※ 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。

【資源管理の流れ】

- 1 水産機構は、資源ごとに、
 - ① MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
 - ② それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
 - ③ MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供

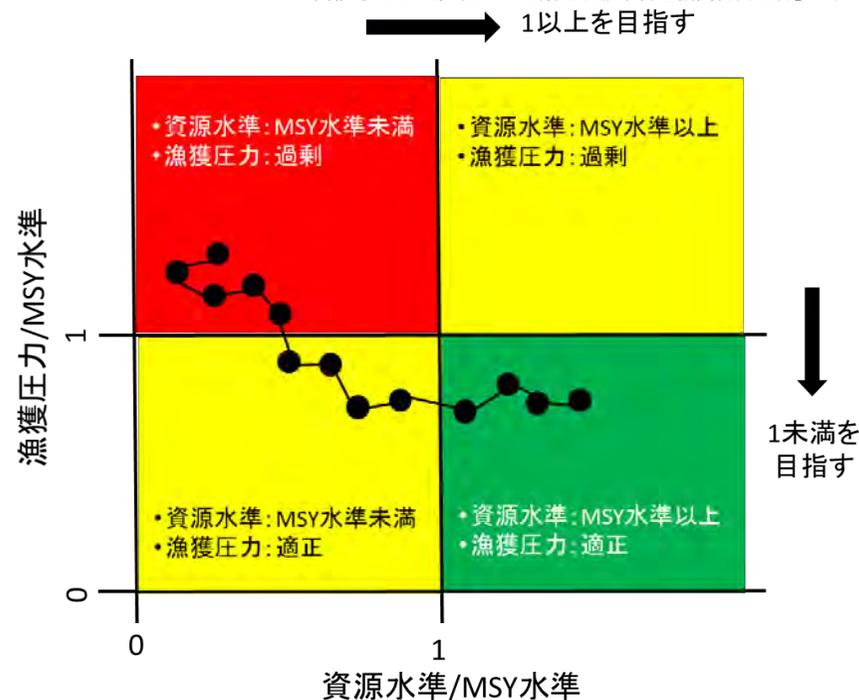
2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定した生物学的許容漁獲量（ABC）の範囲内でTACを設定

【神戸チャート*】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さを加えたので、MSYを達成する水準との関係を図示した神戸チャートが描けるようになった。

* 資源の状態と漁業の状態の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。



TAC管理の推進（TAC資源拡大）

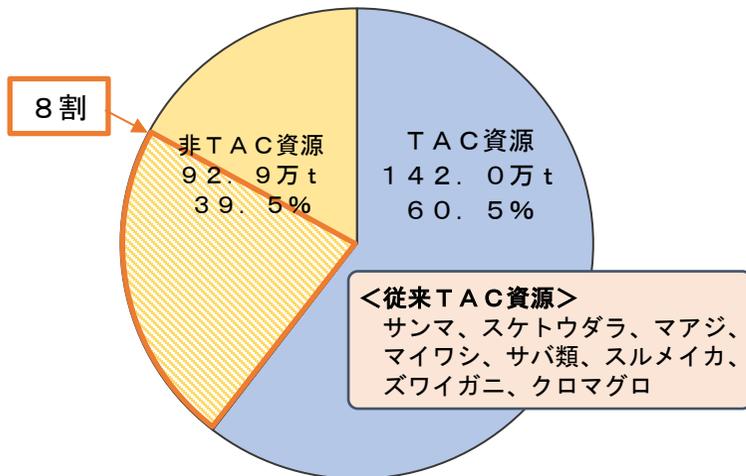
- TAC管理については、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和7年度までに漁獲量ベース（※）で8割の状態を目指す。
- TAC導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進。関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めていく。

（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

＜漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議＞

漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考1：漁獲量における従来TAC資源の割合】
(H28～H30平均)



【参考2：検討のプロセス（ぶりの例）】



- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
 - ① 「公表」…資源評価結果が公表されるタイミング。
 - ② 「検討部会」…資源管理手法検討部会の開催のタイミング。ここでは論点や意見の整理を実施。
 - ③ 「SH会合」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミング。ここでは、検討部会で整理された論点や意見を踏まえて、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
 - ④ 「水政審」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミング。ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

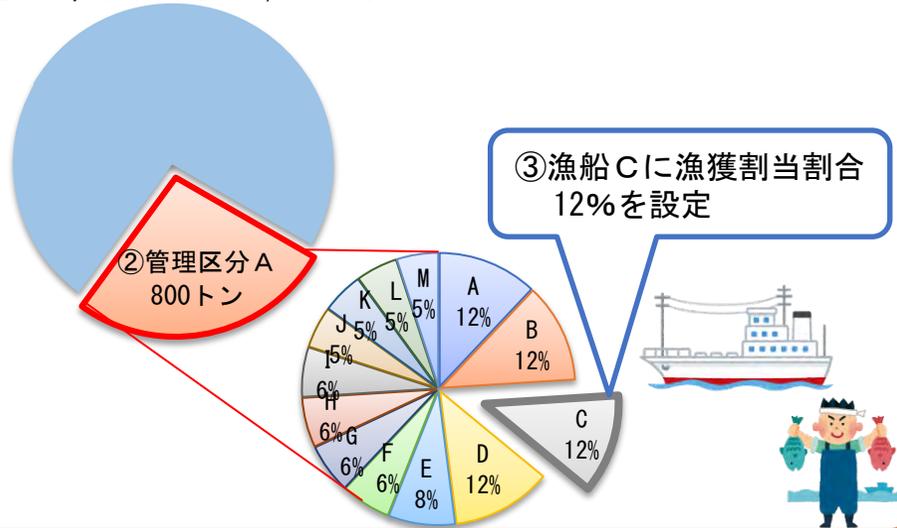
※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

I Q管理の推進

- 漁業法は、TACによる管理はIQ(漁獲割当て)により行うことを基本とすると規定。
- このため、大臣許可漁業については、TAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ管理を導入。
- 沿岸漁業においても、IQ的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、TAC資源については、資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理への移行を目指す。

漁獲割当割合の設定（有効期間は5年が基本）

①20XX年のTAC：3,000トン



年次漁獲割当量の設定（管理年度ごと）

①20XX年のTAC：3,000トン

②管理区分Aへの配分量：800トン

$800 \times 12\%$

③漁船Cの漁獲割当割合：12%

漁船Cの20XX年の年次漁獲割当量（IQ）：96トン

第8条第2項 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

同第3項 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下この章及び第43条において「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

漁業法に基づく資源管理における自主的な管理①

[法改正前までの自主的な管理と法改正後の体制]

- 法改正前までの自主的な資源管理の取組は、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正後の漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは法改正後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとした（令和5年度末で移行が完了したことをもって、資源管理指針・計画体制は廃止）。

- 沿岸漁業において、生産量は漸減傾向にあり、効果的な資源管理の取組が急務。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、法改正後の体制においても、引き続き、重要な役割を担う。

《法改正前》

国や都道府県の資源管理指針

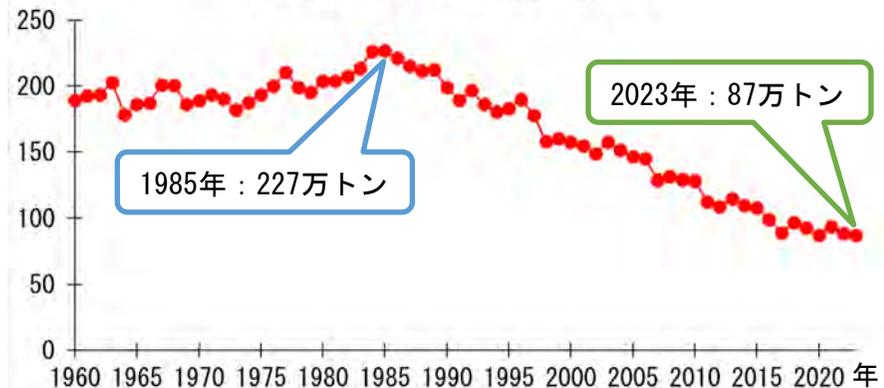
資源管理計画
(自主的措置)

《法改正後》

資源管理基本方針・都道府県資源管理方針

◎資源管理協定

【沿岸漁業の漁獲量の推移】

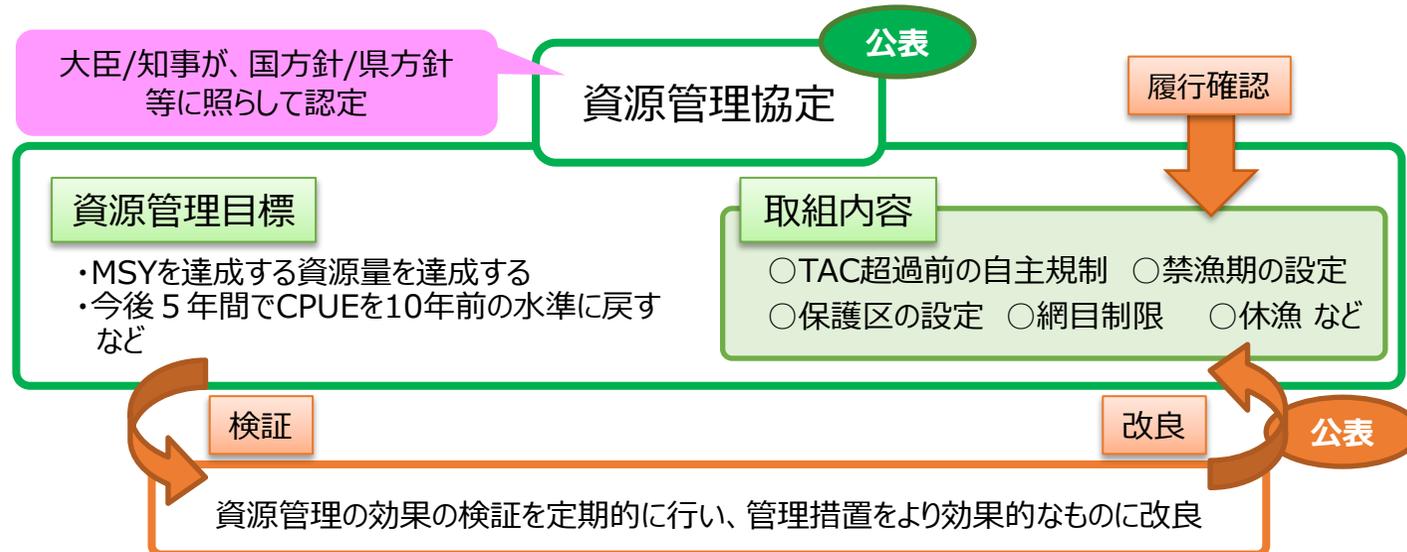


注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。
(出典) 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

漁業法に基づく資源管理における自主的な管理②

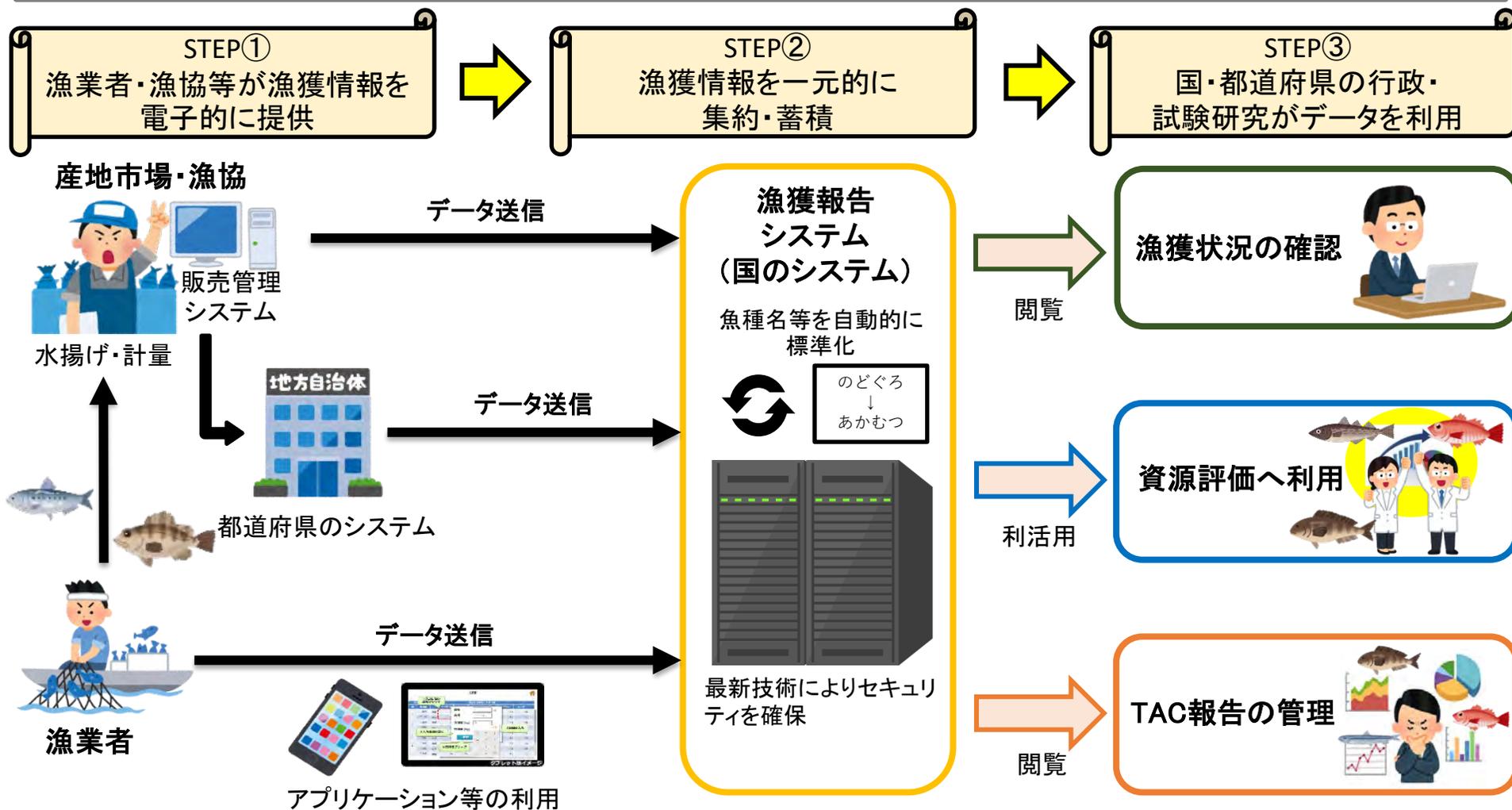
- 我が国においては、公的規制による資源管理だけではなく、関係漁業者間でルールを定めて操業するなど、地域の実態に即した形で様々な資源管理が自主的に行われている。
- 特に、沿岸漁業においては、少量多種のローカル資源が経営上重要であり、資源単位で管理するTAC管理に比べて、多種多様な資源をパッケージで管理できる自主的な資源管理が特に重要な役割を担っている。
- 漁業法は、自主的な資源管理を「資源管理協定」として位置付けている。
- 資源管理協定は、漁業者が締結し、都道府県知事等の認定を受けることができるものであり、毎年履行確認をしながら、5年に2度の効果検証を行うこと、検証結果も含めて公表することで透明性高く運用し、より効果的な自主的管理の実現を目指している。

【資源管理協定の概念図】



資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備

- 改正漁業法に基づく漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減しつつ報告を可能とし、報告で得られた水揚量等の各種データを資源評価等へ利用できる電子的情報収集体制の整備を推進。
- 主要な漁協・産地市場等から、400市場以上を目途にデータを収集するため、令和3年度中に200市場、令和4年度中にさらに200市場を目途に取組を実施し、500箇所以上で電子的な情報収集体制を構築。



漁業許可制度の概要

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。
- 漁船や漁業者が減少する中で、漁業の生産性を高めることが急がれる中で、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等といった漁船漁業の競争力の強化が重要。
- 改正漁業法では、大臣許可漁業の適格性要件に生産性を加えるとともに、一斉更新をやめ、随時許可を出せるようにした。

操業の効率化

- かつお一本釣り漁船（静岡県）
 - 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
 - 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
 - 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

- 沖合底びき網漁船（宮城県）
 - 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
 - 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。
 - 船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



漁業許可（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業ごとに漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類がある。
- 今後、操業期間の制限等により、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（知事許可も準用）

各国の生産性

<従来の漁業別の総トン数>

▼大臣許可漁業

- ・ 沖合底びき網漁業（15～192トン）
- ・ 以西底びき網漁業（162～164トン）
- ・ 大中型まき網漁業（18～760トン）
- ・ かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（11～199トン）
- ・ いか釣り漁業（144～499トン）
- ・ ずわいがに漁業（14～113トン）
- ・ 東シナ海等かじき等流し網漁業（19～199トン）
- ・ 東シナ海はえ縄漁業（15～19トン） 他

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模 注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

国名	漁業者数	漁船数	漁業者1人当たり漁獲量	漁船1隻当たり漁獲量
	(千人)	(隻)	(トン/人)	(トン/隻)
アイスランド	3.9	1,148	324.5	1,115
ノルウェー	11.2	6,025	237.4	442
スペイン	22.6	8,976	40.8	103
ニュージーランド	2.7	1,168	153.7	349
米国	164	8,623	28.9	549
日本	152	6,9920	22.2	48.1

資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本の生産量(2018年))、「漁業センサス2018」(漁業者数、漁船数)、OECD「OECD.Stat」(日本以外の漁業者数(2018年)、漁船数(2018年))※一部推計値を含む、米国の漁船数は2017年)、FAO「Fishstat」(日本以外の漁獲量(2018))

注: 日本以外の漁船数は、養殖も含めたものであり、参考値
日本以外の漁業者数には内水面の漁業者を含む

<トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

(参考) 省人化が進み居住性も高いノルウェー漁船(出典: ノルウェー漁業省)



沿岸漁業の特徴

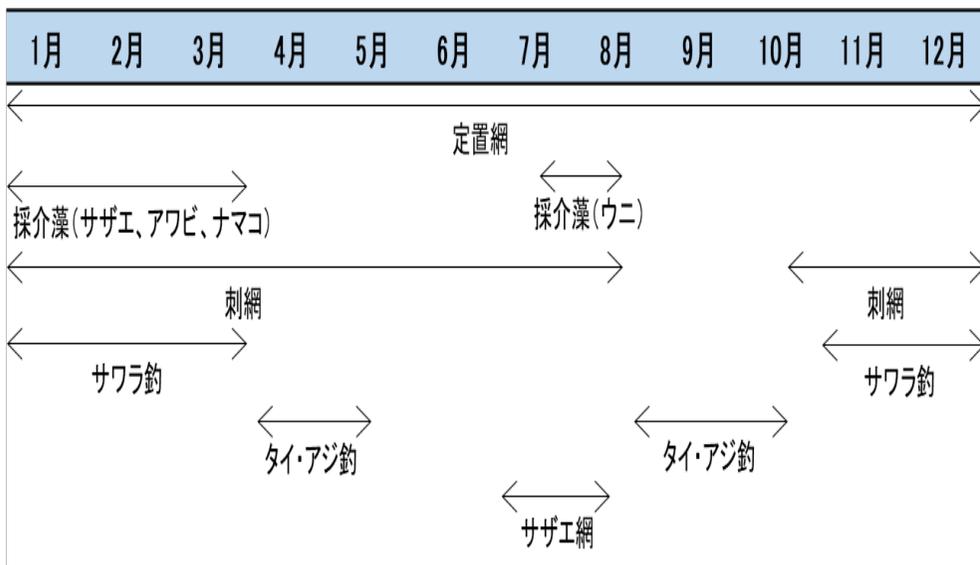
- 沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種が水揚げ。
- ウニ、アワビ等の磯根資源についても、大きさや操業期間を制限するなどして持続的に利用。
- 沿岸漁業者は、複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的。

沿岸漁業の操業イメージ



出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.ryoushi.jp/>>を元に水産庁編集

沿岸漁業の操業状況(島根県のAさんの事例)



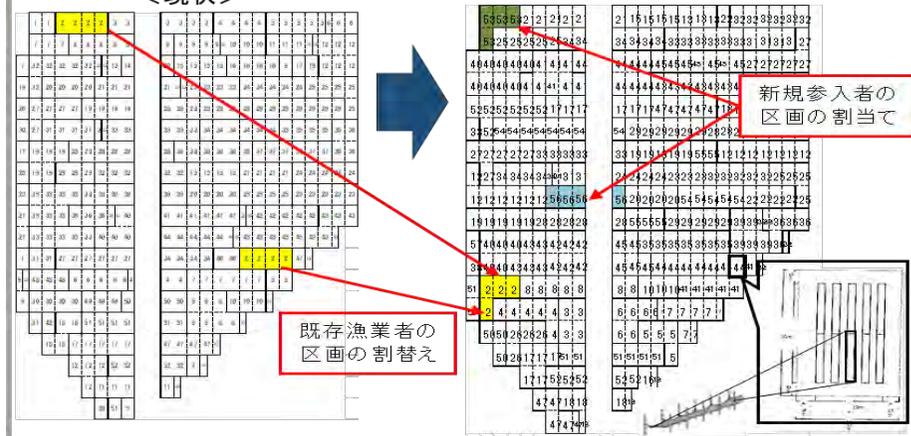
多数の漁業者による養殖事例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

(例)有明海におけるのり養殖(イメージ)

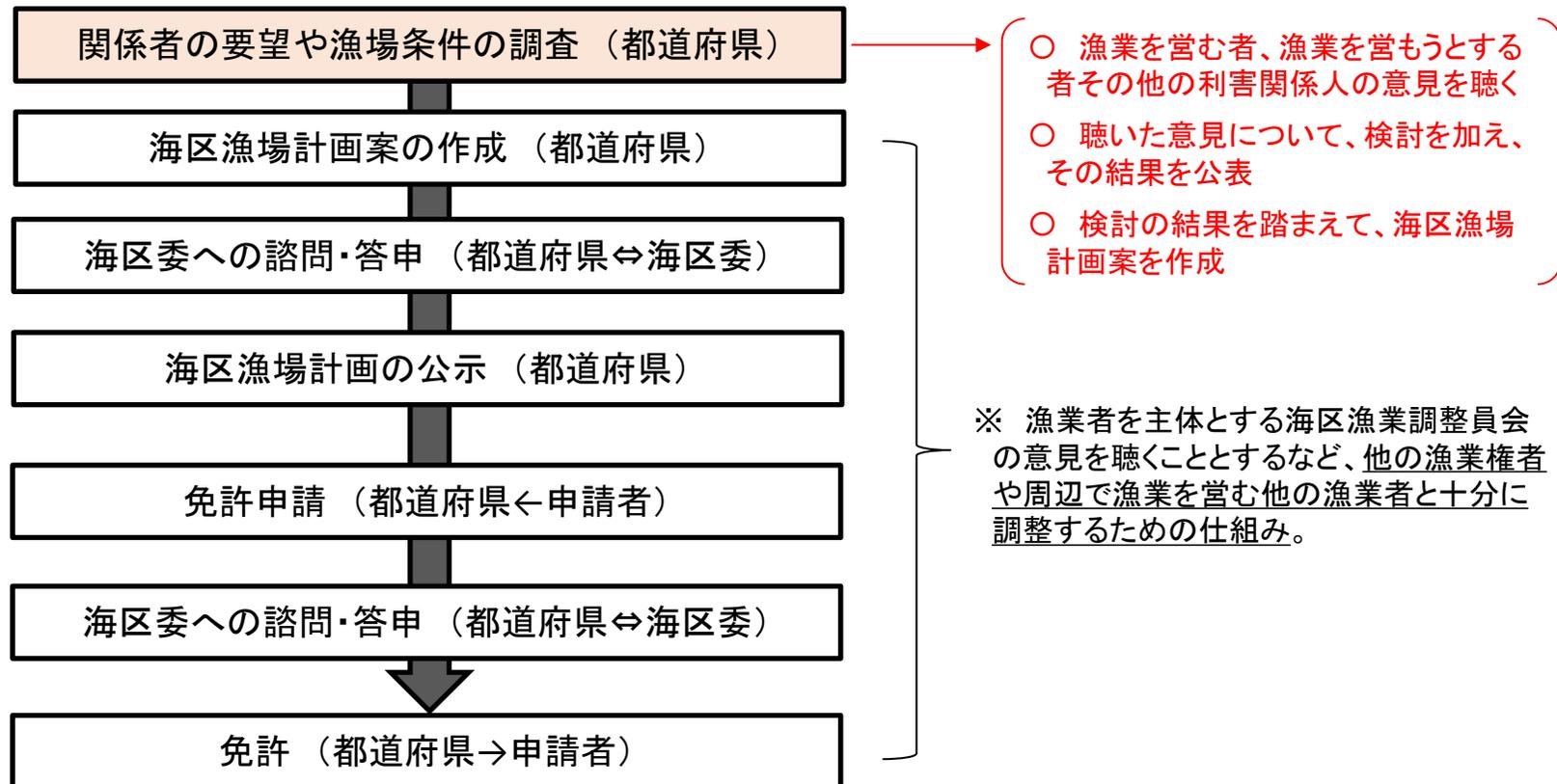
<現状>

<翌年>



海面利用制度（免許までのプロセス）

- 従来の制度では、都道府県は水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、免許に先立って、関係者の要望や調査を行い、免許の内容等を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- その後、都道府県は海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 漁業法改正により、従来のプロセスを維持した上で、免許のプロセスの透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。(第64条)



海面利用制度（漁業権の免許）

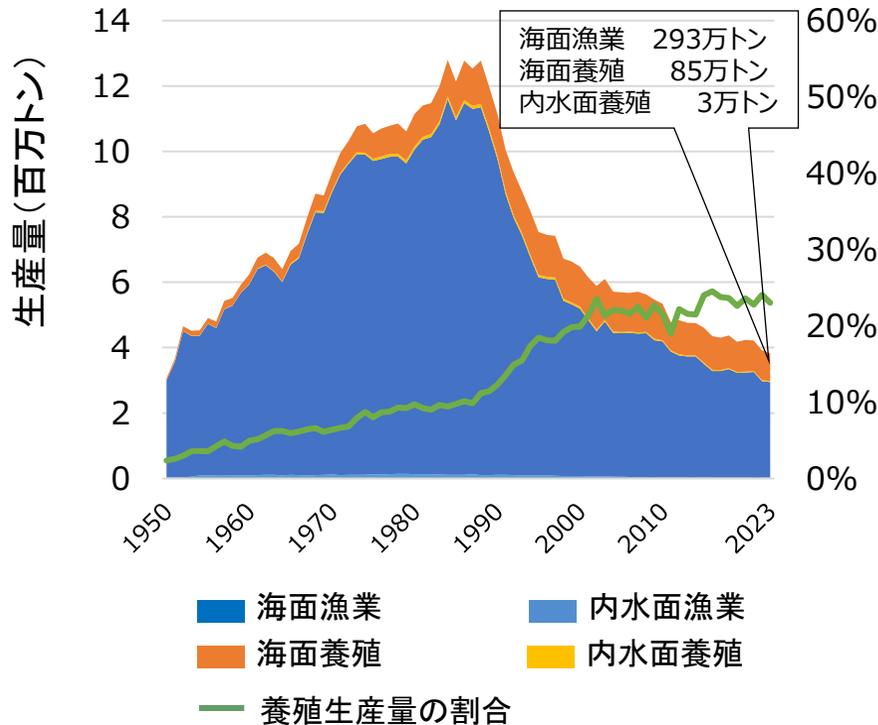
- 漁業権は水面を排他的に漁場利用できる権利であり、5年又は10年で有効期間が終了する。有効期間終了後は再度免許申請が必要。
- 従来の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していたため、存続期間満了時に、優先順位のより高い者が申請してきた場合には、既存の漁業権者が再度免許を受けられず、経営の持続性・安定性を阻害する恐れがあった。
- 漁業法改正により、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許(第73条)するとともに、新規免許については、地域の水産業に最も寄与する者に付与することになった。

	有効期間	漁業権者
共同漁業権	10年	漁協(管理)
定置漁業権	5年	漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
区画漁業権	5年 または 10年	団体漁業権 : 漁協(管理) 個別漁業権 : 漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許) ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。

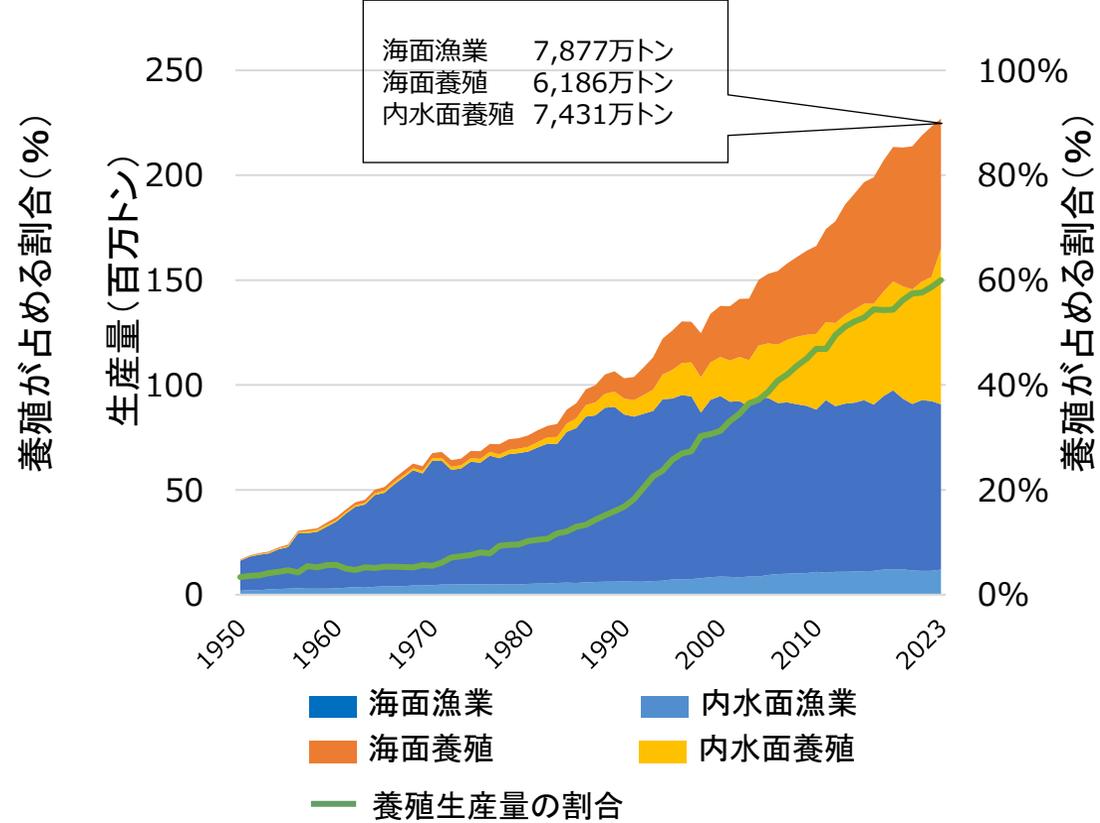
我が国と世界の養殖生産量の動向

- 我が国の養殖業における生産量は、昭和63(1988)年まで増加した後、近年減少傾向にあるものの、漁業生産量全体に占める割合は漁船漁業の生産量の減少により2割代前半を維持している。
- 世界では、藻類養殖や内水面養殖の生産量が大幅に増加してきた結果、養殖生産量は過去20年間に於いて約4倍に拡大し、今後も成長の見通し。

我が国の漁業生産量の推移と 養殖業生産量の占める割合の推移



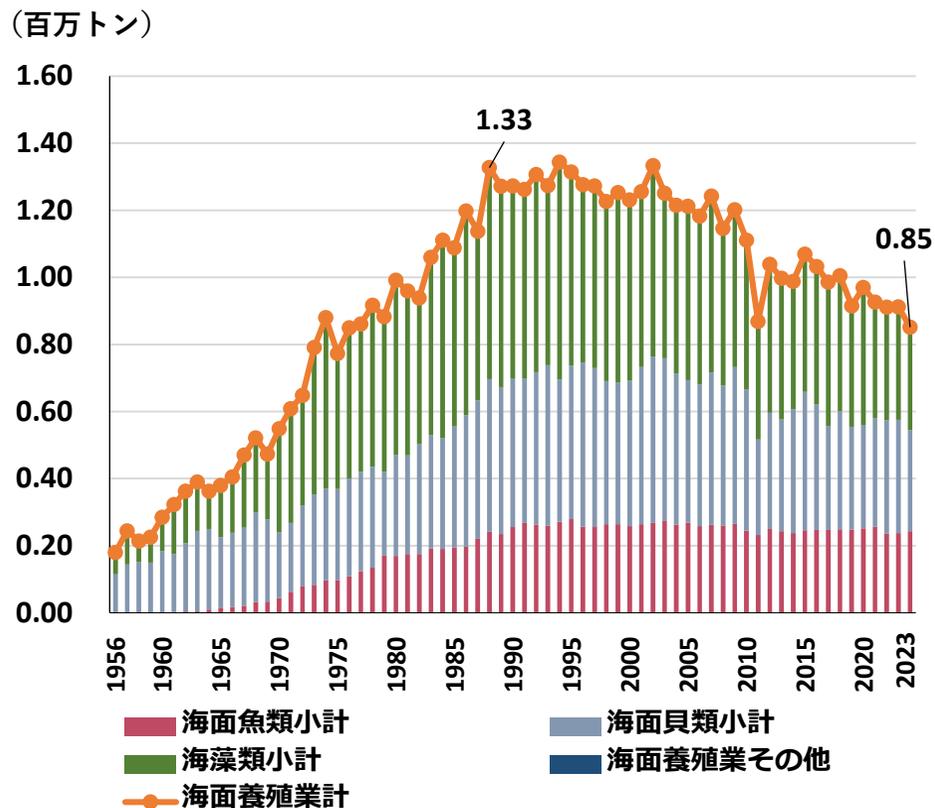
世界の漁業生産量の推移と 養殖業生産量の占める割合の推移



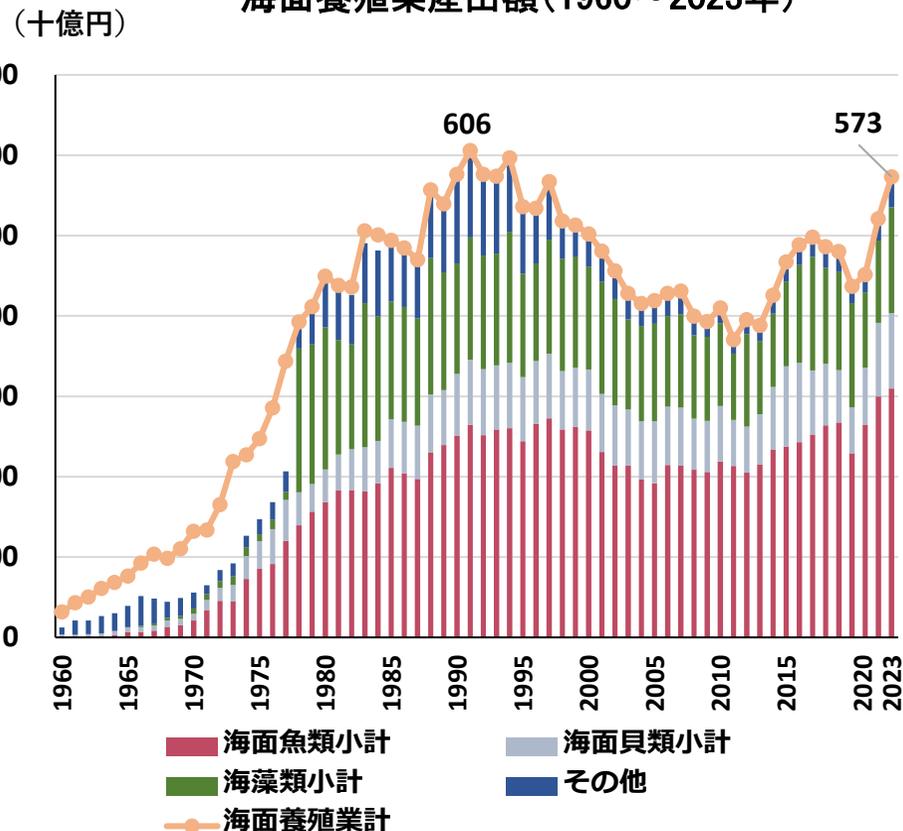
我が国魚類養殖業の動向

- 我が国養殖業は海面養殖業を中心に営まれており、収穫量は91万トン、産出額は5,211億円、その中で海面魚類の生産量は約4分の1であるが、産出額においては全体の50%以上を占める。

海面養殖業生産量(1956~2023年)



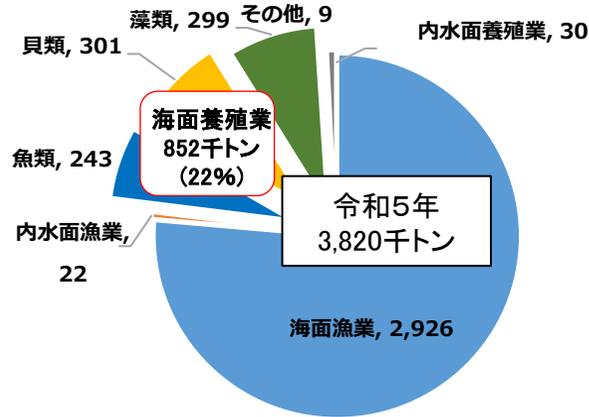
海面養殖業産出額(1960~2023年)



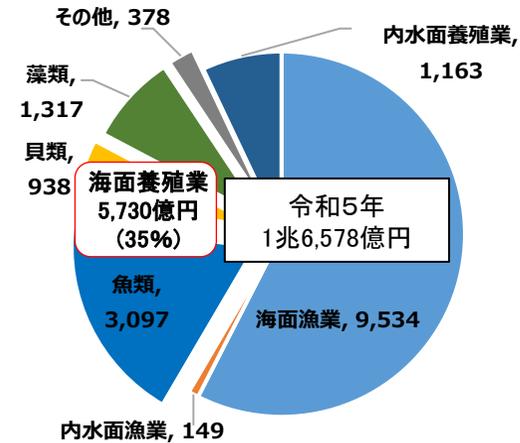
我が国における養殖生産の内訳

- 養殖生産の内訳について、生産量にあっては、海面における海藻類(ノリ類等)及び貝類(カキ類、ホタテガイ等)の割合が多く、産出額にあっては、海面における魚類(ブリ類、マダイ、クロマグロ等)の割合が多い。

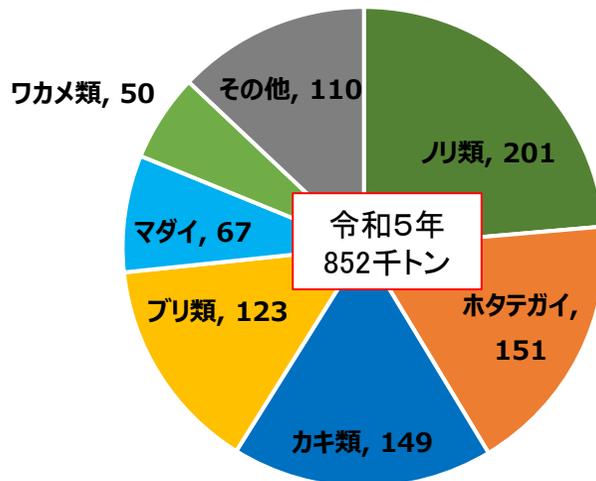
【漁業・養殖業生産量(千トン)】



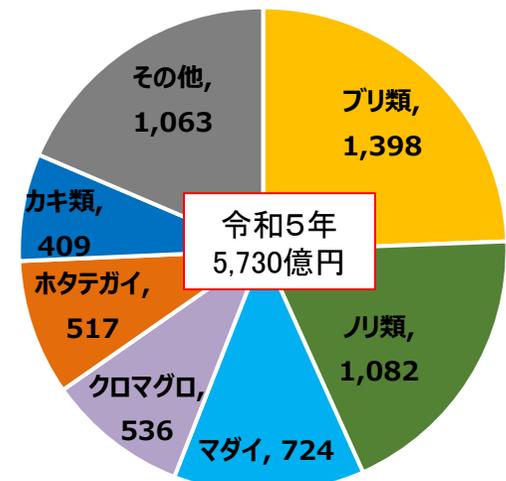
【漁業・養殖業生産額(億円)】



【うち海面養殖業生産量の内訳(千トン)】



【うち海面養殖業生産額の内訳(億円)】



養殖業成長産業化総合戦略の策定

○総合戦略は、養殖業の全体像の理解を深め(第1 養殖水産物の動向、第2 我が国魚類養殖業の動向、第3 養殖に関する技術開発の動向)、成長産業化の取組方向と将来めざす姿等のビジョンを共有し(第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略)、実現に向けた対策(第5 養殖業成長産業化を進める取組内容)から構成(令和2年7月策定・公表、令和3年7月改訂・公表)。

第1 養殖水産物の動向

1 水産物需要の動向

- 世界の養殖生産量は過去20年間で約4倍に拡大し、今後も成長の見通し。国内需要依存型では我が国の養殖生産は縮小均衡。

2 市場・流通の動向

- 魚類養殖業は4定の生産を実現しやすい形態だが、入手する需要情報が限られ、需給バランスが崩れやすい傾向。
- みどりの食料システム戦略を策定し、環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進等に取組む。

3 輸出拡大に向けた取組

- 輸出先国の市場に対応した体制整備が重要。
- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略をとりまとめ、輸出重点品目としてブリ類、タイ、ホタテガイ、真珠の4品目を対象。

第2 我が国養殖業の動向

1 養殖業の特徴

- 魚類養殖生産量はブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とし、25万トン(2018年)。生産金額は海面養殖全体の54%が魚類養殖。
- 無給餌養殖はホタテガイ、カキ、ワカメ、ノリ、コンブを中心とし、多様な貝類、藻類を養殖(75万トン、2018年)。

2 生産・経営の動向

- コストに占める餌代の割合は6~7割。養殖用餌の量と価格の両面で安定的に供給されることが重要な課題。
- 無給餌養殖は、カキの殻むきやノリ・コンブの乾燥といった作業工程の中に人の手を要するところがあり、大幅な機械化・省力化が課題。
- 2020年12月に改正漁業法が施行。プロセス透明化等により、養殖業における円滑な規模拡大・新規参入も視野。
- 利用が難しいと言われてきた沖合漁場での大規模な養殖や陸上養殖の技術開発が進展。

第3 技術開発の動向

- 養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化(貝毒対策)
- 漁場の環境調査・維持改善(漁場環境のモニタリング)
- ICTの活用
- 大規模沖合養殖・陸上養殖の新養殖システムの取組
- 気候変動に対する取組
- 育種研究(高水温耐性のノリ等)
- 配合飼料開発
- 魚病対策
- 機械化・省力化等の技術開発が進展。

第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略

1 基本戦略

- 国内市場向けと海外市場向けに分けて成長産業化に取組む。養殖業の定質・定量・定時・定価格な生産物を提供できる特性を活かし、需要情報を能動的に入手し、「マーケットイン型養殖業」へ転換していく。
- マーケットイン型養殖業を実現していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携や連結しながら、それぞれの強みや弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていく。
- 現場の取組実例を参考とすると、養殖経営体は、外部から投資や技術導入等を図りつつ、マーケットイン型養殖業を目指しており、5つの基本的な経営体の例(①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业)を示す。無給餌養殖は、5つの経営体のタイプに至っていないことから、当面は①、②、③を目指す。

2 戦略的養殖品目と成果目標

(1) 戦略的養殖品目の指定

ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種(ハタ類等)、ホタテガイ、真珠

(2) KPI

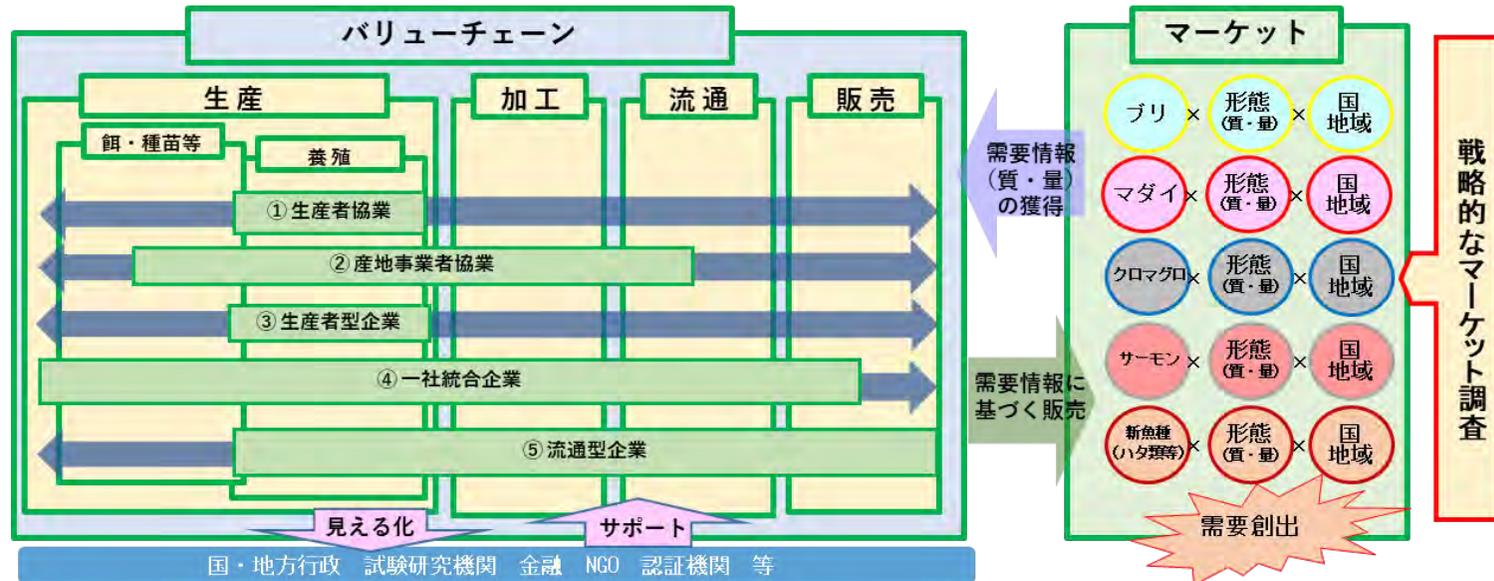
生産量目標(戦略品目7品目毎に設定)、輸出額目標(ブリ類、マダイ、ホタテガイ、真珠に設定)

第5 養殖業成長産業化を進める取組内容

- 養殖業成長産業化の枠組の構築
- 養殖生産物の新たな需要創出・市場獲得の推進
- 持続的な養殖生産の推進
 - ・生産性・収益性の向上
 - ・魚病対策の迅速化への取組(ワクチンの開発・普及)
 - ・海面利用の促進・漁場の拡大等(プランクトンのモニタリング)
 - ・労働環境の整備と人材の確保
 - ・マーケットイン型養殖経営の推進
 - ・災害や環境変動に強い養殖経営の推進(適切な養殖管理)
- 研究開発の推進
 - ・研究機関の連携強化・役割分担
 - ・養殖製品の品質保持・管理
 - ・漁場環境モニタリングと活用、ICTの活用(栄養塩類の管理)
 - ・新魚種・新養殖システムの推進
 - ・育種等種苗改良の推進
 - ・配合飼料等の水産資材の維持・研究開発

マーケットイン型養殖業について

- 近年のサケ、スルメイカなどの不漁により水産物の供給が不安定・低迷している情勢において、4定の生産を実現しやすい養殖業の振興を図っていく。
- 需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、「マーケットイン型養殖業」へ転換。取組事例(5類型)を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携や連結し、バリューチェーンの価値向上へ。



○ 将来めざす姿：取組事例の5類型

生産者協業	産地事業者協業	生産者型企业	1社統合企業	流通型企业
複数の比較的小規模な養殖業者が連携し、販売業者との委託契約等を通じ生産・販売。	養殖業者と漁業協同組合や産地の餌供給・加工・流通業者との連携し生産・販売。	養殖を本業とする漁業者が、地域の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めて企業化し、生産・販売する形態。	養殖バリューチェーンの生産(餌・種苗等、養殖)、加工、流通、販売機能等の全部又は大部分を1社で行う企業による生産・販売。	流通業や食品販売業を本業とする企業が、経験を有する養殖業者の参画や技術習得の期間を経て養殖業に参画し生産・販売。

戦略的養殖品目と成果目標について

- 将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれること、現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目として設定。

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	1,600億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	600億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,150億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※ 真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

海区漁業調整委員会

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となっていた漁業調整を自ら実践するため設置。
- 海区漁業調整委員会は、漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者のために漁業調整を行う観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見
- 漁業調整のための指示
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する 等

漁業調整委員会の構成

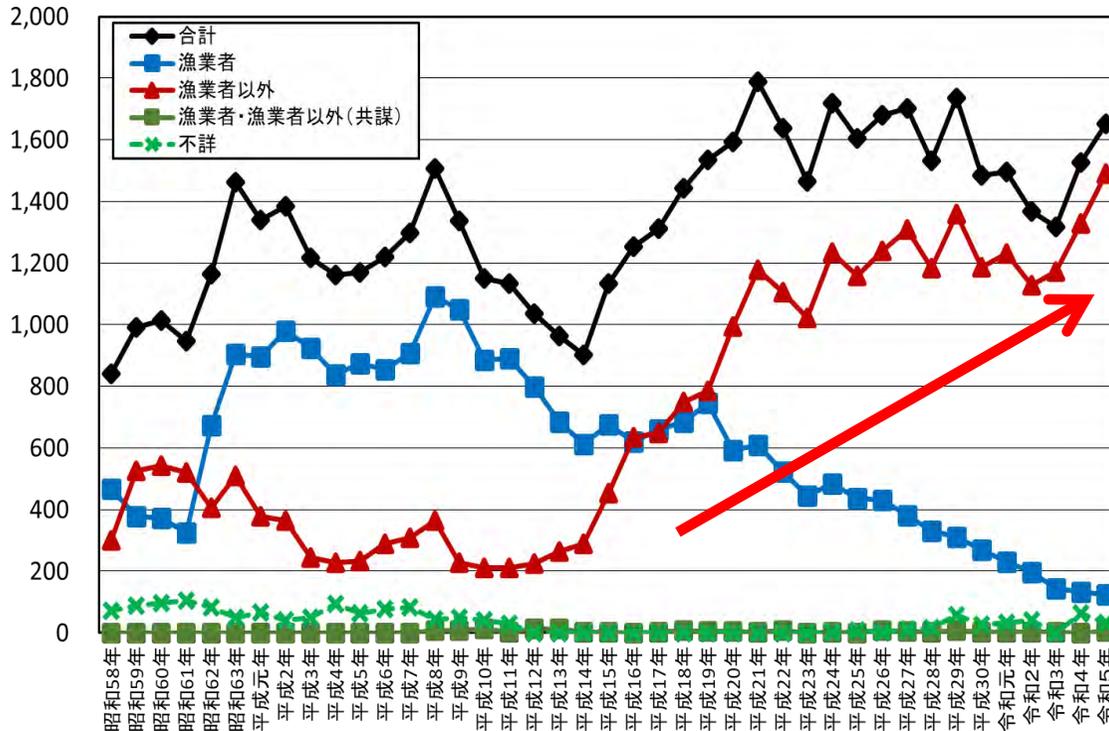
海区漁業調整委員会は、漁業者委員、学識経験委員、中立委員の計15名(条例により10~20名の間で変更可)から構成。

- ・漁業者委員 : 過半数以上(総数15名の場合、最大13名まで可。知事選任(議会の同意))
- ・学識経験委員・中立委員 : 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。(知事選任(議会の同意))

密漁の現状

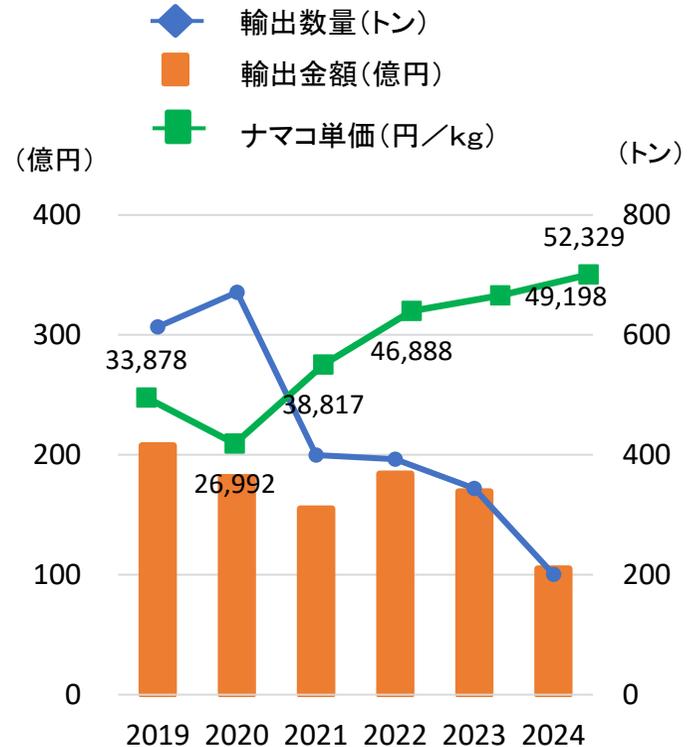
- 近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者(許可を受けて操業する者等)による違反操業が減少している一方で、漁業者以外(いわゆる遊漁者や繰り返し違反する者等)による密漁が増加し、反社会勢力等による密漁は悪質・巧妙化。
- 海外での需要を背景にナマコが高価格で取引され、輸出品目であるナマコ等の密漁が問題化。

■ 違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



出典: 沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る
漁業関係法令違反等の状況調査(水産庁)

■ ナマコ調製品の輸出額及び輸出量の推移



出典: 財務省「貿易統計」

罰則の強化

- このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物(ナマコ、アワビ、うなぎの稚魚)を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪
密漁品譲受等の罪

無許可漁業等の罪

漁業権侵害の罪

3年／200万円

20万円

3年／**3,000万円**

3年／**300万円**

100万円

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

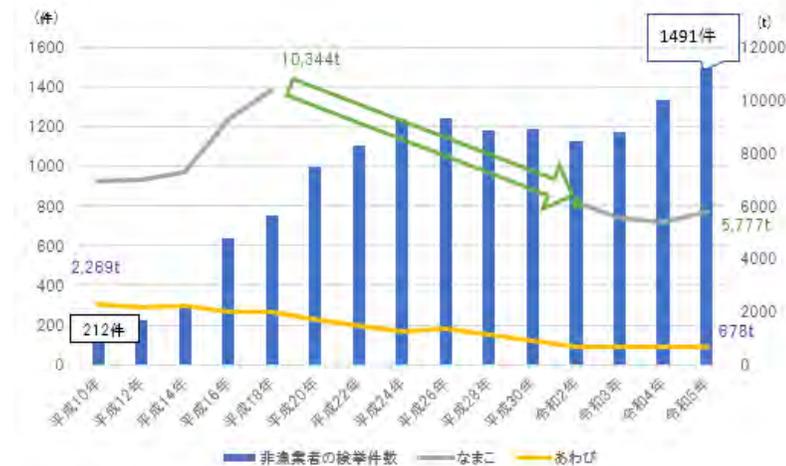
【効果的な密漁対策】

- ・3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、密漁の抑止に極めて大きな効果
- ・悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県の取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努力

水産流通適正化法の概要について

- 国内において水産物が違法に採捕され、それらが流通することにより、水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあるため、違法漁獲物の流通を防止するとともに、違法漁獲物の国外流出防止を措置。
- 国際社会において、IUU(違法・無報告・無規制)漁業への対応の必要性が高まっており、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防止するため、輸入を規制。(令和2年12月11日公布、令和4年12月1日施行)

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(海面)



○ IUU漁業への対応の必要性について G20大阪首脳宣言(令和元年6月)

違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 首脳コミュニケ(令和5年5月)

我々は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認し、この現象にあらゆる側面から取り組むため、開発途上国への支援や我々の関連機関間の政策調整の強化を含めた更なる行動を取り、それらの関連機関に対し、本年末までこの問題に関する進捗の評価を指示する。

法律の主な内容

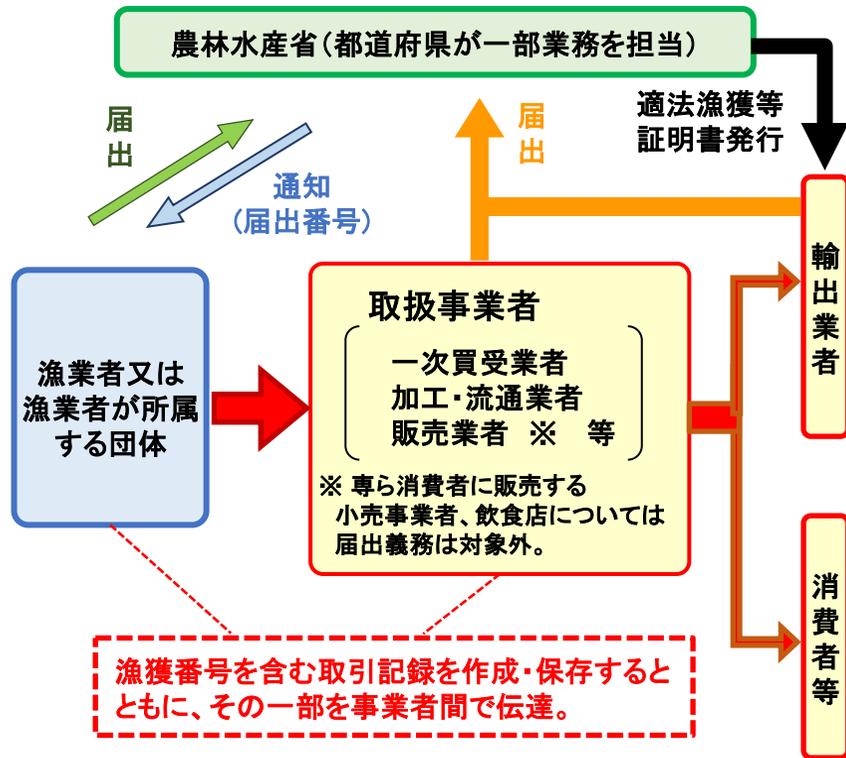
- 1 漁業者、加工業者、流通業者の届出及び情報の伝達**
 特定の水産物を採捕する漁業者等は、適正な採捕権限を有する漁獲者である旨等を行政機関に届け出るとともに、譲渡し等をするときは、漁獲番号等の情報伝達を行う。
- 2 取引等記録の作成・保存**
 漁業者・加工業者・流通業者は、1の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。
- 3 輸出規制**
 輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が交付する適法に採捕された水産物であることを証する証明書を添付する。
- 4 輸入規制**
 特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、旗国の政府機関等が発行する適法に採捕された水産物であることを証する証明書を添付する。

- ・ 1～3の対象は、国内における違法漁獲のおそれ大きい魚種。(特定第一種水産動植物：アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚。うなぎの稚魚は令和7年12月1日から適用)
- ・ 4の対象は、国際的に違法漁獲のおそれ大きい魚種。(特定第二種水産動植物：サバ、サンマ、マイワシ、イカ)

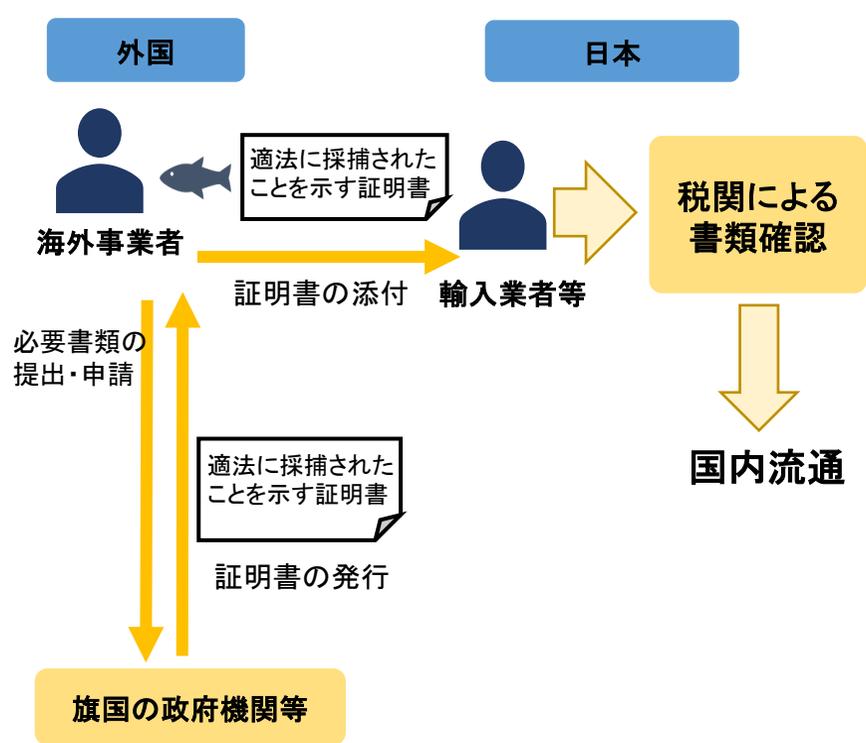
水産流通適正化制度の内容

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種(特定第一種水産動植物:アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。(うなぎの稚魚は令和7年12月1日から適用)
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれが大きい魚種(特定第二種水産動植物:サバ、サンマ、マイワシ、イカ)については、輸入時に旗国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



注 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

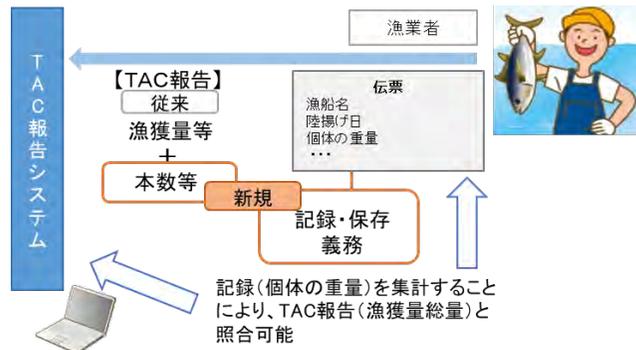
漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量(TAC)による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)について、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置。(令和6年6月26日公布、令和8年4月1日施行)

漁業法の一部改正

＜具体的な措置＞

- ① 特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。太平洋くろまぐろを指定)について、以下の事項を措置
 - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
 - ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け。
 - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
 - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
 - ② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。
- ※ この規定のみ公布の日から20日後(令和6年7月16日施行)



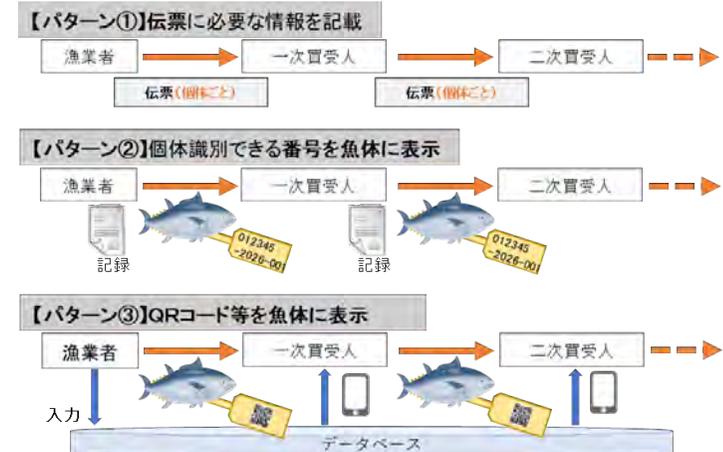
水産流通適正化法の一部改正

＜具体的な措置＞

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

○情報の伝達のイメージ



水産加工業について

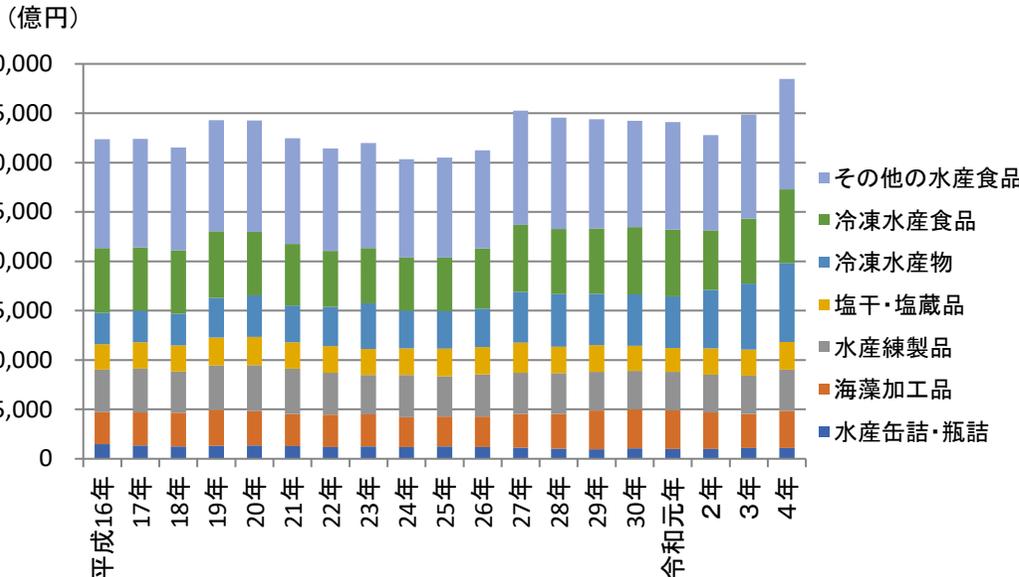
- 水産加工業の出荷額は約4兆円、約13万人の従業者、従業員20人未満の事業所が6割以上を占める。
- 水産加工業者が直面している課題として、①原材料確保の困難、②売上高・利益率の低下、③生産経費の上昇が上位を占める。

■ 食料品製造業に占める水産食料品製造業の割合

	食料品製造業(A)	水産食料品製造業(B)	B/A
出荷額	31兆7264億円	3兆8490億円	12.1%
従業者数	112万2274人	13万3439人	11.9%

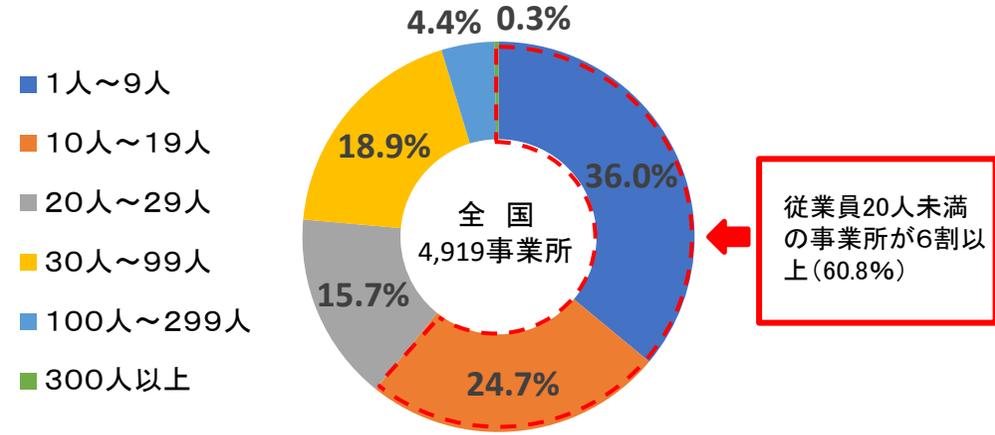
資料：経済産業省「2023年経済構造実態調査」(2022年実績)

■ 水産食料品製造業の業種別出荷額の推移



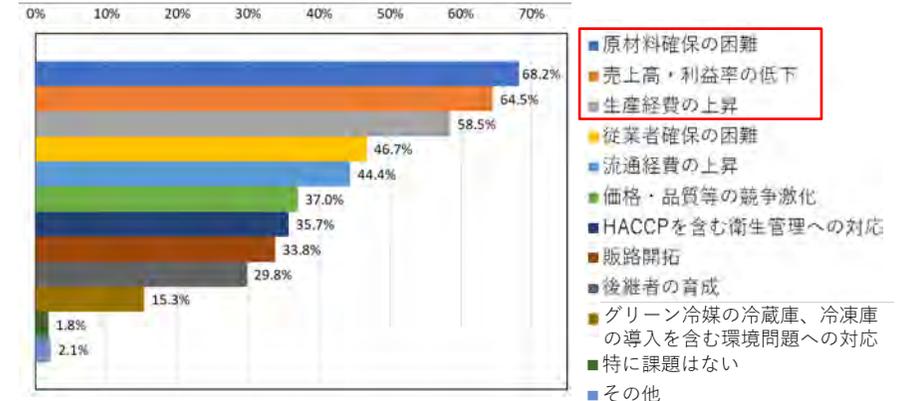
資料：経済産業省「工業統計調査」(平成23年、27年、令和2年、3年、4年以外の年)
 経済産業省「経済構造実態調査」(令和3年、4年)
 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成23年、27年、令和2年)

■ 水産加工業の規模別割合



資料：経済産業省「2023年経済構造実態調査」(2022年実績)

■ 水産加工業者が直面している課題 (複数回答可)

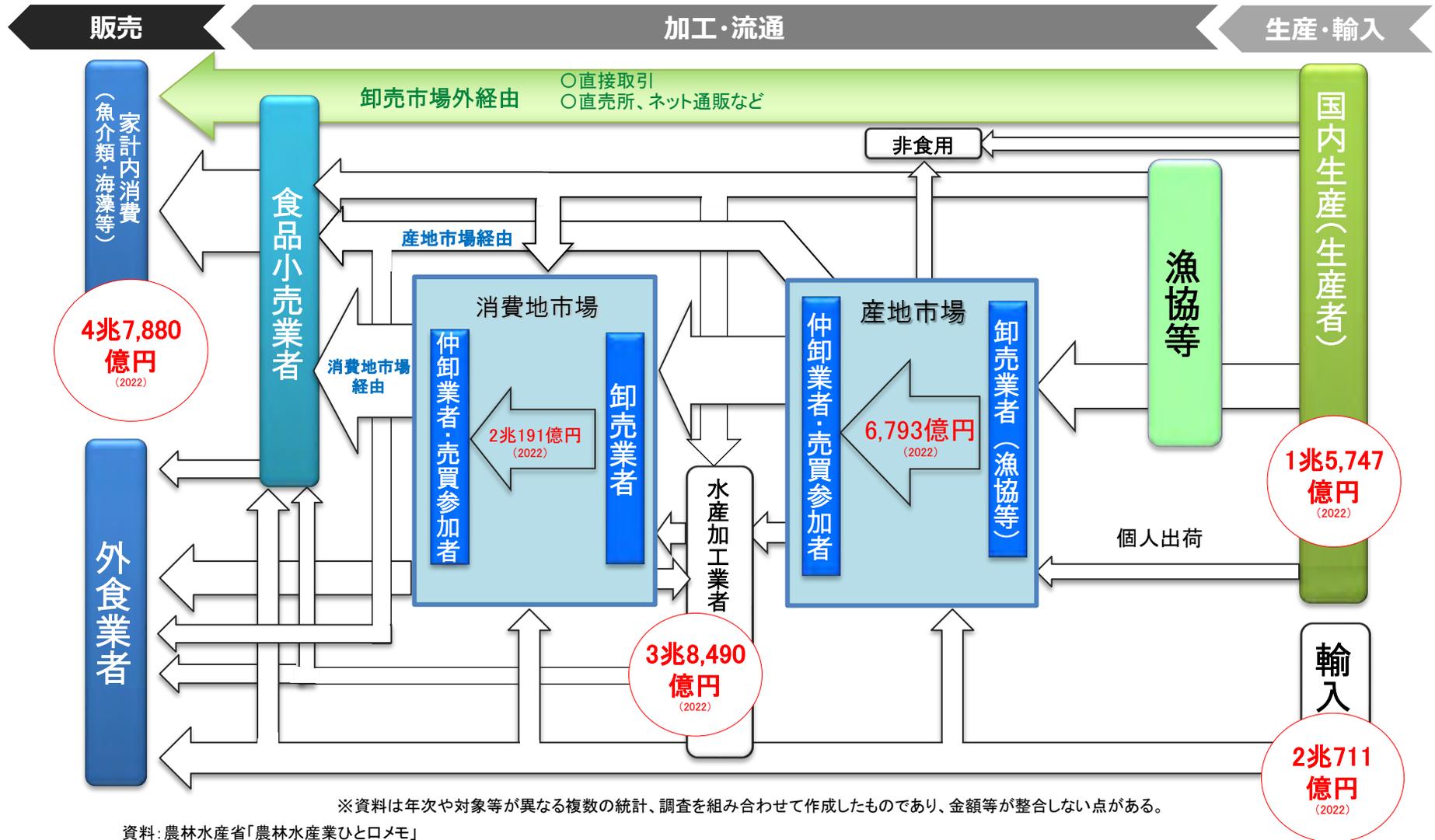


資料：農林水産省「令和4年度水産加工業経営実態調査」

注：回答数を回答事業所数で除した数値

水産物流通構造の現状

- 水産物は鮮度落ちが著しいことから、水揚げ後、速やかに魚種別・サイズ別に選定し出荷を行う必要があるため、多くの水産物が産地市場を経由して流通。
- 具体的には水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。



水産物産地市場の現状

- 水産物の産地市場の多くは漁業協同組合によって運営されている。
- 産地市場は小規模なものが多く、市場当たりの買受人数も減少傾向にあり、こうした産地市場では価格形成力が弱いことなどが課題となっており、市場機能の集約を推進し、水揚げされた水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図ることが重要。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の開設者

開設者	市場数	割合
地方公共団体	30	9.7%
第3セクター	1	0.3%
事業協同組合	0	0%
漁業協同組合	269	87.3%
株式会社	7	2.3%
その他の会社	1	0.3%
合計	308	100%

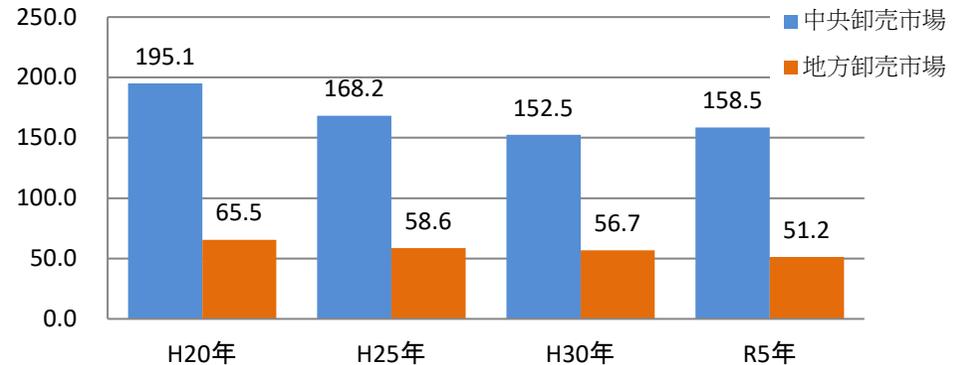
資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和6年3月時点)
四捨五入の関係で合計と割合が一致しない場合がある。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の規模

規模別 (㎡)	1,000 未満	1,000 ～1,999	2,000 ～4,999	5,000 ～9,999	10,000 以上	合計
市場数	132	70	56	21	19	298

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和4年3月時点)

■ 1市場当たりの買受人数の推移



資料：「2008年漁業センサス」、「2013年漁業センサス」、「2018年漁業センサス」、「2023年漁業センサス」

注：「買受人」とは、水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の年間取扱金額規模別市場数

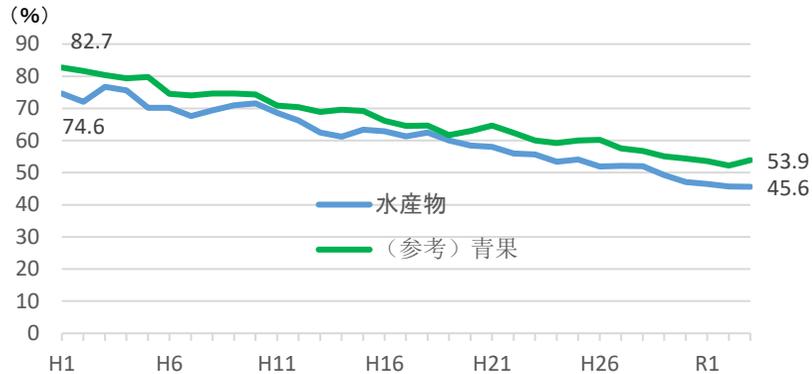
年間取扱 金額規模	5億円 未満	5～10 億円 未満	10～20 億円 未満	20～50 億円 未満	50億円 以上	不明	合計
市場数	134	44	50	42	26	2	298

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和4年3月時点)

水産物流通における様々な取組

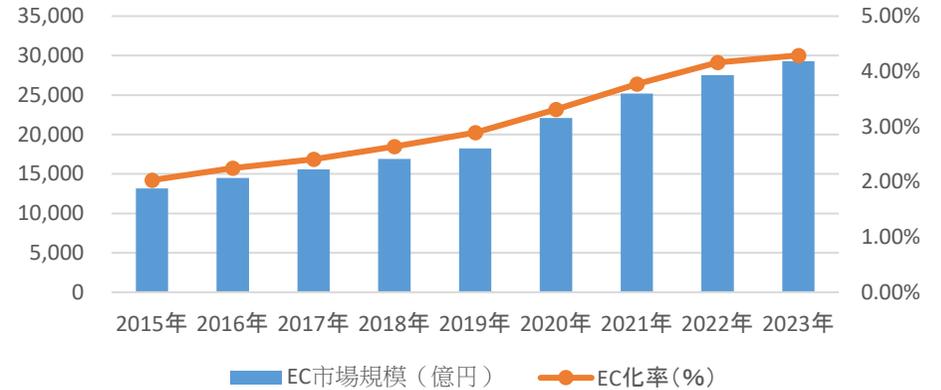
- 水産物の卸売市場経由率は減少傾向である一方、インターネットを通じた消費者や飲食店、小売店への直接販売等の需要者のニーズに対応した様々な取組が広がっているおり、市場外流通は増加傾向

■ 卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)



資料：農林水産省「卸売市場データ集」
注1：「食料需給表」等に基づく推計値。注2：水産物については、産地市場を除く値。

■ 「食品、飲料、酒類」分野のBtoCのEC市場規模



資料：経済産業省「電子商取引に関する市場調査」

■ 売り手と買い手をつなぐ新たな水産物流通の取組(B to B)

株式会社ウーオが、水産卸業者や飲食店等向けに各地の漁港や市場から安定した鮮魚仕入れを可能とするアプリ「UUUO」を運営。
欲しい魚を出品者に伝えられる買付依頼機能の活用のほか、販売先の開拓や低未利用魚種の新規販売などにより、需給バランスを満たす新しい流通の構築を図る。



■ 独自のインターネット販売網を活用したwebサービス(B to C)

株式会社食文化が、豊洲市場に集まる全国の旬の食材を一般消費者に紹介・販売するサイト「豊洲市場ドットコム」を運営。
豊洲市場に出回るレア物やお買い得品のほか、豊洲のプロの目利き人によって厳選された高品質な食材を購入可能。また、「豊洲きょう着く便」では、セリにかけられた鮮魚が当日中に受け取り可能に。



水産物の消費拡大に向けた取組「さかなの日」・水産物の健康効果

- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。1,000を超える「さかなの日」賛同メンバーは、量販店による低・未利用魚の販売、飲食店等による国産天然魚フェアの開催等、水産物消費拡大の取組を実施。
- 「さかなの日」アンバサダーであるさかなクンや、「ハロー！プロジェクト」所属のさかな好きメンバーで構成された「さかなの日」応援隊、「さかなの日」応援団のサザエさん一家が、魚食普及に関する情報を発信。
- 魚肉や鯨肉の脂質に多く含まれるオメガ3系多価不飽和脂肪酸であるドコサヘキサエン酸(DHA)、イコサペンタエン酸(IPA)は、LDLコレステロールや中性脂肪の低下等の作用があり、DHAは脳等の発達・機能維持に重要。
- 魚肉たんぱく質は、9種類の必須アミノ酸をバランス良く含む良質のたんぱく質であるだけでなく、大豆たんぱく質や乳たんぱく質と比べて消化されやすく、体内に取り込まれやすいという特徴。



「さかなの日」のロゴ
(いいなクン)



「さかなの日」アンバサダー
(さかなクン)

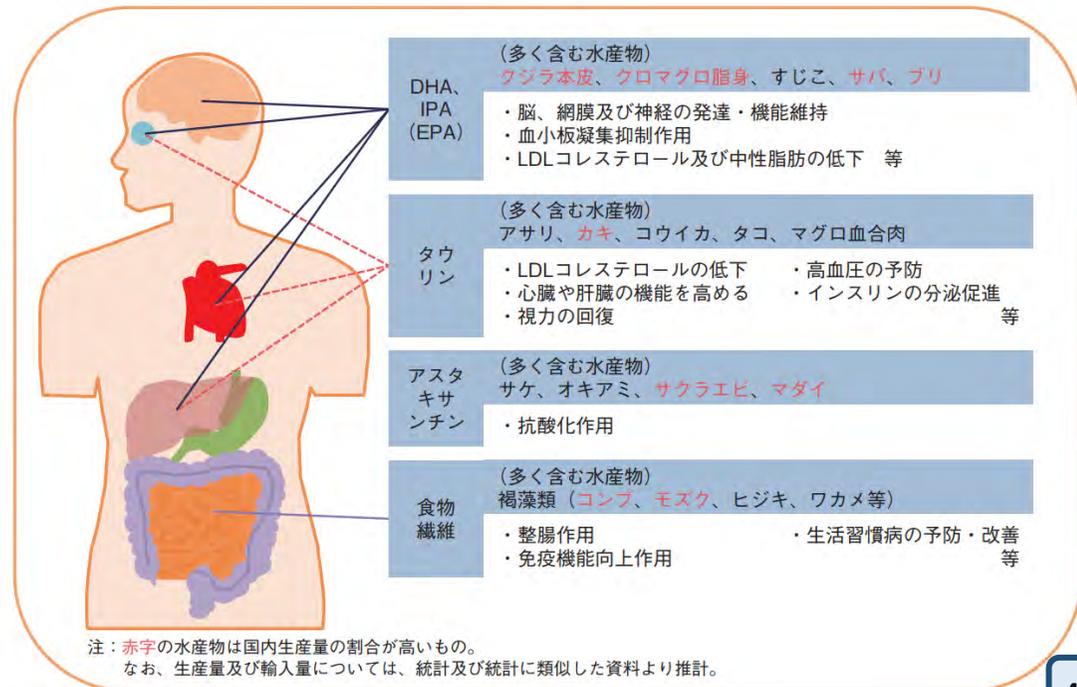


「さかなの日」応援隊
(「ハロー！プロジェクト」
さかな好きメンバー)



「さかなの日」応援団
(サザエさん一家)

■水産物に含まれる主な機能性成分

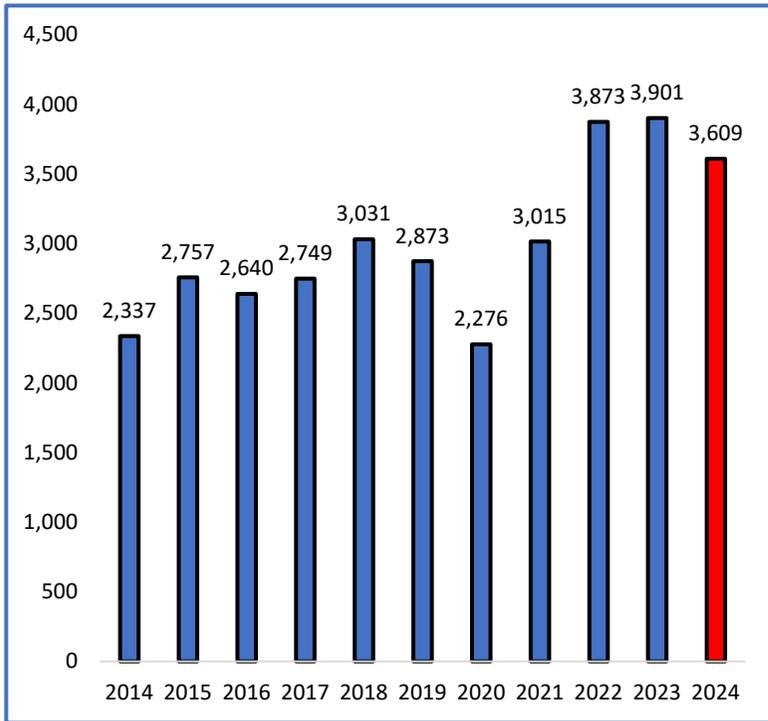


資料：各種資料に基づき水産庁で作成

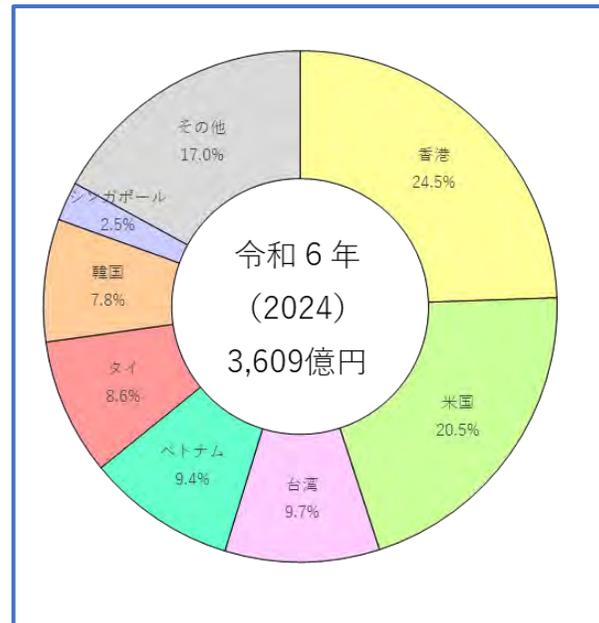
水産物輸出の拡大

- 「食料・農業・農村基本計画」において農林水産物・食品の輸出額の達成目標は、令和12(2030)年に5兆円(うち水産物1.1兆円)とされている。
- 令和6(2024)年の水産物輸出実績は3,609億円。農林水産物・食品輸出額 1兆5,073億円の23.9%を占める。前年比では約3%の減少。
- 国・地域別では、香港、米国、台湾が約半分を占め、品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠等が上位を占めている。

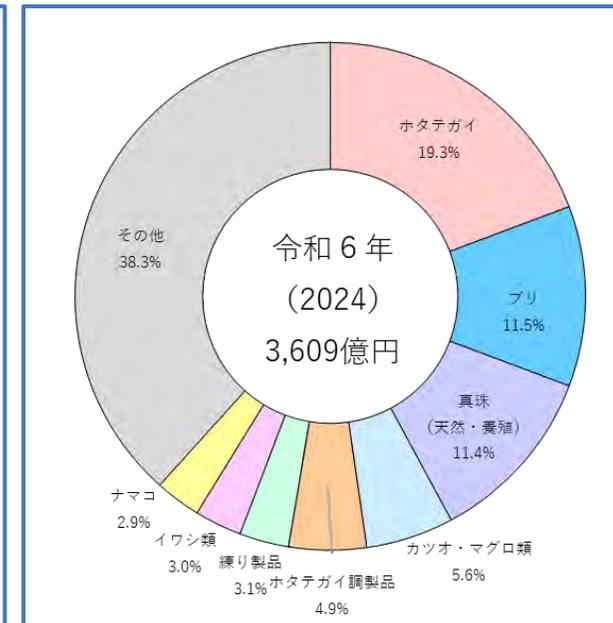
水産物輸出額の推移(億円)



国・地域別輸出実績(2024)



品目別輸出実績(2024)



資料:財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

養殖業における輸出拡大に向けた取組

- 輸出拡大実行戦略に基づき、重点品目（水産：ブリ、タイ、ホタテ貝・ホタテ貝調製品、牡蠣・牡蠣加工品、真珠及び錦鯉の6品目）の輸出拡大を図っていくことが重要。
- ブリ類については、比較的高単価な冷凍フィレが主な輸出形態である米国等を中心に、輸出額は伸長傾向にあるものの、引き続き、新たなマーケットの開拓も必要。

○輸出拡大実行戦略

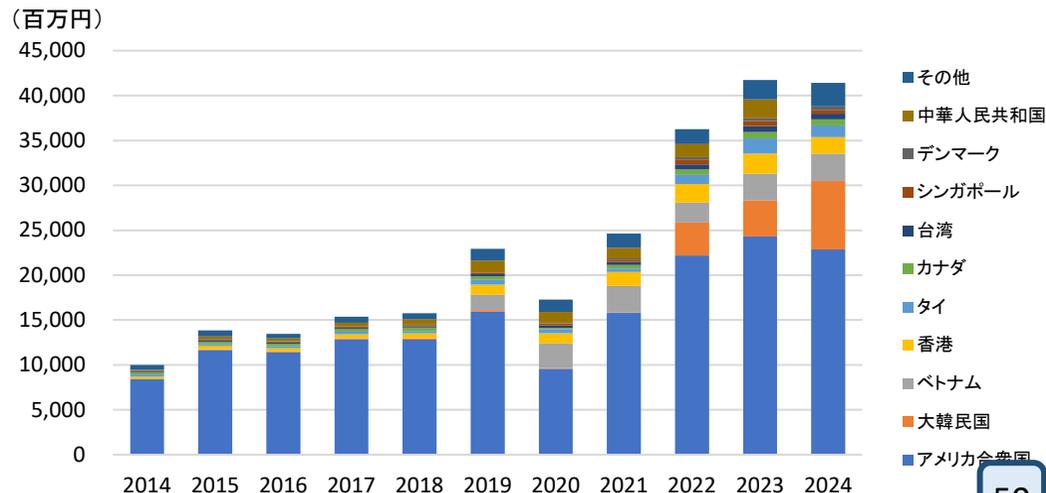
魚種	戦略
ブリ 414億円(2024) →736億円(2030)	(米国)水産エコラベル認証の取得等、現地小売店の調達基準を満たすブリの生産を拡大。現地の食嗜好に合わせた加工度の高い製品の開発・製造を推進。 (韓国)活魚運搬船を活用した物流・商流を構築。 (ベトナム)経済発展に伴い需要が増加する養殖ブリの供給を拡大。
タイ 69億円(2024) →204億円(2030)	(韓国)規制をクリアするタイを生産し、活魚運搬船で輸出。 (米国等)水産エコラベル認証の取得等、現地小売店の調達基準を満たすタイの生産を拡大。現地の食嗜好に合わせた加工度の高い製品の開発・製造を推進。 (中国・香港・台湾)現地の食嗜好に合わせた加工度の高い製品の開発・製造を推進。 (ベトナム・タイ)経済発展に伴い需要が増加する養殖タイの供給を拡大。
ホタテ貝・ ホタテ貝加工品 872億円(2024) →1,385億円(2030)	(米国)日本国内で省人化機器を利用して生産した高品質な冷凍貝柱の輸出を拡大。 (中国)省人化機器の導入により、殻剥き加工を日本国内で行い、単価の高い冷凍貝柱の輸出を拡大するとともに、中国市場で需要の高い干貝柱、ボイル製品等の加工を推進。 (香港・台湾・韓国)船便輸送の拡大により輸出コストを削減しつつ需要の高い活貝輸出を増加させるとともに、需要把握や販路拡大のため、国際展示会に出展。 (ベトナム・タイ)中国以外の国・地域での殻剥き加工後、米国等へ再輸出する新しいサプライチェーンを構築するとともに、市場調査やプロモーションを実施。
牡蠣・ 牡蠣加工品 62億円(2024) →93億円(2030)	(台湾・香港)水産エコラベル認証の取得等、現地小売店の調達基準を満たす牡蠣の生産を拡大。現地の食嗜好に合わせた加工度の高い製品の開発・製造を推進。 (シンガポール・ベトナム)経済発展に伴い需要が増加する牡蠣の供給を拡大するとともに、市場調査やプロモーションを実施。
真珠 412億円(2024) →472億円(2030)	(香港・中国)品質基準等を策定し、ECによるBtoB取引を推進するとともに、日本で国際展示会を開催してバイヤーを招聘、販売を拡大。中国国内における真珠サプライチェーン等調査を実施し、日本産アコヤ真珠の取引実態を把握。 (米国)日本で国際展示会を開催し外国人バイヤーを招聘、販売を拡大。 (タイ)イベント、行事等を通じて真珠を身につける習慣を普及させるとともに、国際展示会を通じた販促活動や現地有力小売店を通じて情報発信を強化。
錦鯉 72億円(2024) →100億円(2030)	(ベトナム・インドネシア・タイ)販路拡大に向け、市場ニーズを把握し、富裕層から一般向けに裾野拡大を目指してプロモーションを実施。 (EU)フランスやオランダ、ベルギーなど、需要のある国に加えて、伝統的な養鯉国であり、日本産錦鯉の人気が高いドイツ等を中心に新規開発も含めたプロモーションを実施。

○ブリ類の輸出の状況

輸出先国	2024年輸出額 (億円)	割合	単価	主な輸出形態
米国	229	55%	2,164円/kg	冷凍フィレ
韓国	76	18%	1,250円/kg	活
ベトナム	31	7%	242円/kg	冷凍ラウンド ^(注)
香港	18	4%	1,980円/kg	生鮮フィレ、冷凍フィレ
タイ	13	3%	687円/kg	冷凍フィレ ^(注) 、冷凍ラウンド
EU	10	3%	1,739円/kg	冷凍フィレ
世界	414	100%	1,113円/kg	—

(出典)財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成。

(注)輸出単価から、ベトナム向けは天然物、タイ向けは天然物と養殖物が混在していると考えられる。



漁協の現状

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

＜沿海地区漁協、1組合当たり＞ (単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業 自営	共済
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.5	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7

注1: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H20年度	R5年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,094	833
組合員数	—	578,722	540,668	370,253	243,758
(1組合当たり)		268.5	256.4	345.1	292.6

出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(令和5年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	358	43.0%
50～ 99人	206	24.7%
100～199人	145	17.4%
200～499人	100	12.0%
500～999人	14	1.7%
1000人～	10	1.2%
1組合当たりの平均正組合員数	126.5人	—

漁協制度の見直し

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額200億円以上の漁協

信漁連	10
県一漁協	4
単位漁協	5

- ※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額
- ※ 令和5年度末時点

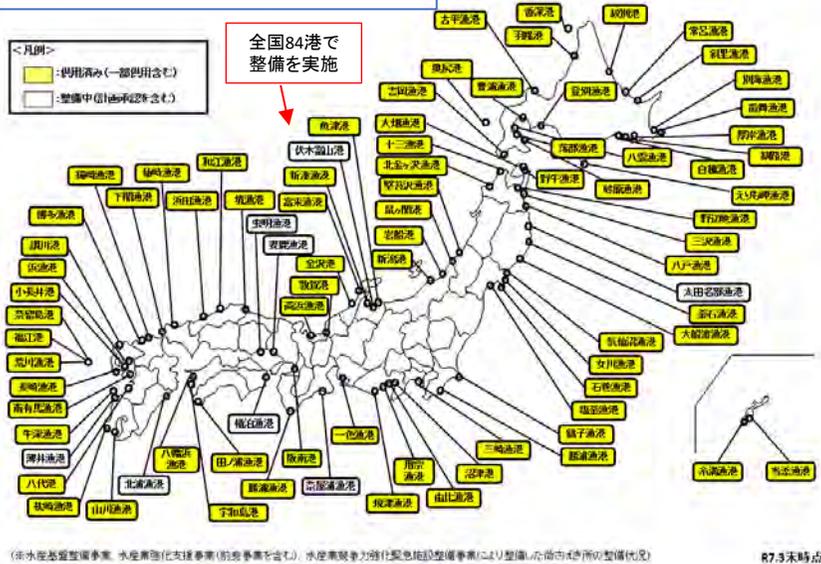
<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定→令和6年4月1日と規定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。
→令和元年度から予算措置

拠点漁港等の競争力強化

- 水産業の競争力と輸出促進を図るため、高度衛生管理型荷さばき所や漁船の大型化に対応した大水深岸壁の整備、冷凍冷蔵施設の老朽化への対応など、漁港の機能を強化してきたところ。
- また、養殖業の成長産業化には、マーケットイン型の転換が必要であるが、需要に応じた安定的な供給体制の構築のため、養殖適地の拡大や安定的な種苗の確保、非効率な作業環境の改善等を推進。

衛生管理型荷さばき所の整備実績

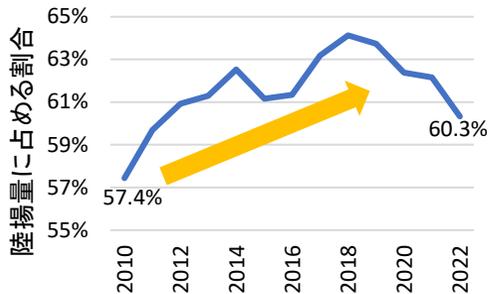


養殖場と連携した漁港の一体的整備

○ 鹿児島県において、養殖ブリのさらなる輸出拡大に向け、屋根付き岸壁や閉鎖型の荷さばき所を整備し、輸出力・金額の拡大を実現。(薄井漁港)



全国漁港陸揚量に占める流通拠点漁港(約150漁港)の推移

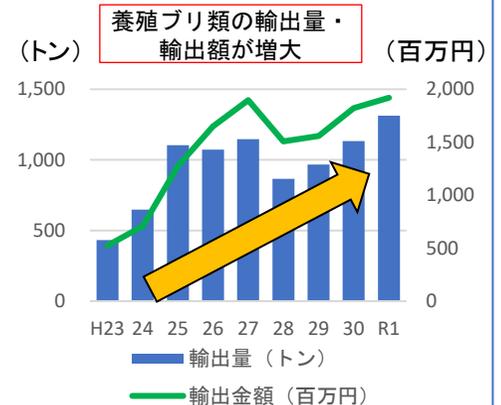


海まき船の大型化

	H29	R6
海まき船(大型)の隻数	7隻	11隻
対応した岸壁	3バース	12バース

今後、令和7~9年度に3隻程度が建造予定。

	大型化前	大型化後
トン数(最大)	349トン	995トン
所要水深	7.0m	9.0m



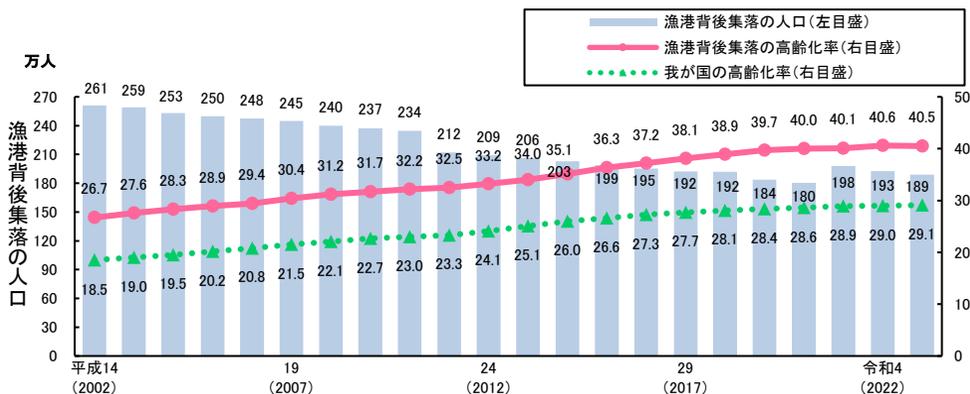
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設 (箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

(注1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注2) 平成23 (2011)～令和2 (2020) 年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



釣り体験



調理体験

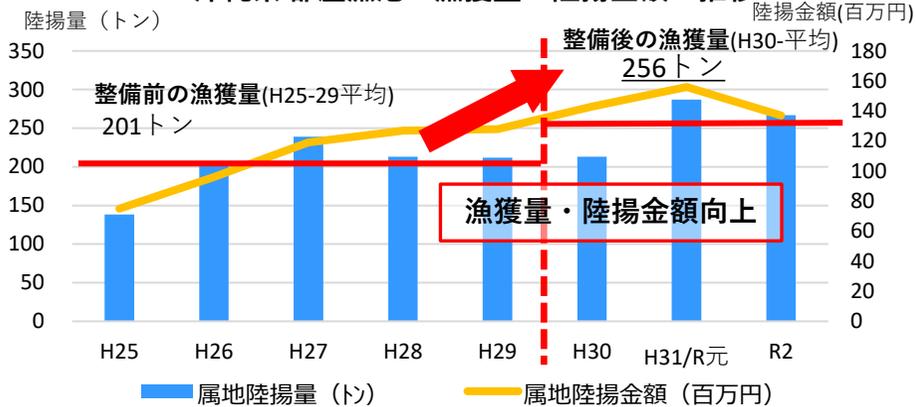
海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場所：^{とや}都屋漁港（沖縄県読谷村）
 事業主体：^{よみたん}読谷村漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移

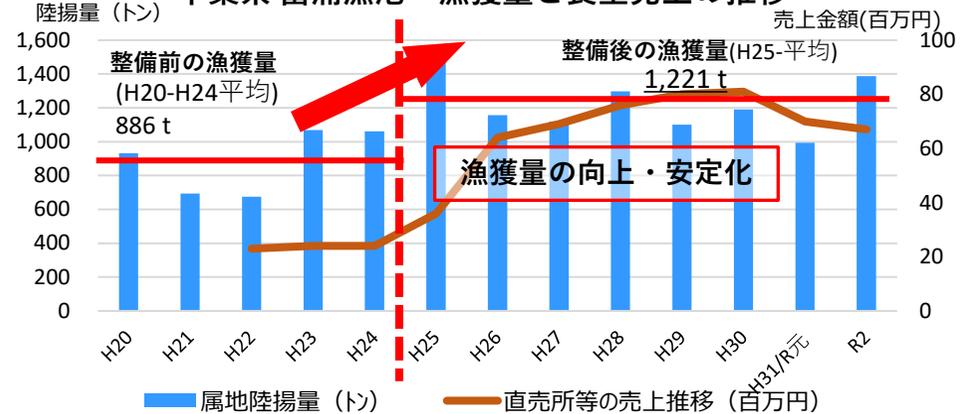


②魚食普及食堂

場所：^{とみうら}富浦漁港（千葉県南房総市）
 事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移



漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

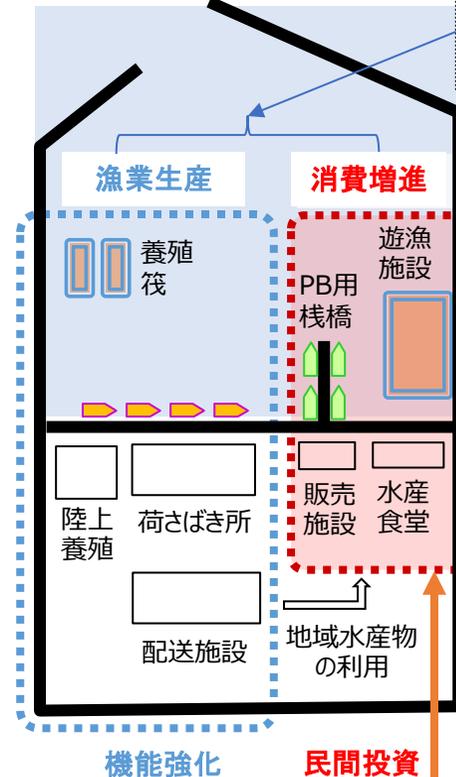
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本
来
機
能
を
発
揮
し
つ
つ
安
定
的
な
事
業
環
境
を
整
備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

海業の取組事例

補助用地に飲食店や水産物直売所を設置、観光体験コンテンツ開発 (兵庫県 妻鹿漁港)

対策

漁港の有効活用による集客と情報発信(妻鹿漁港)

- 補助用地と単独用地を交換し、集客施設を整備 (漁港用地を有効活用)



- 「まえどれ市場」では、「家島諸島」の水産物の飲食や販売とともに、観光情報を発信し、島への訪問者の増大を促進



宿泊型観光(渚泊)の推進(家島諸島)

- 家島諸島の地域資源を活用した体験プログラムを開発し、パッケージツアーとして展開



- H29年度から農山漁村振興交付金を活用して、体験コンテンツの更なる充実を図るなど、宿泊型観光(渚泊)を推進



効果

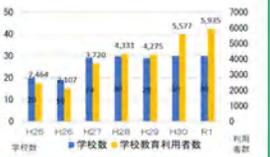
- まえどれ市場来場者数：43.6万人 (H30年度)
- 家島諸島内宿泊者数：1,763人 (H29年度) → 4,690人 (H30年度)
- まえどれ市場売り上げ：2.4億円 (H30年度)

漁港を活用した交流・体験型の食に関する教育施設設置 (福井県 内外海漁港)



効果

・ 学校教育利用者数は年々増加し、利用者数は5,935人、30校 (R1)
・ 地元(島内)で従業員18人をパートで採用(島内人口439人 (R2.12))



事業実施時期	平成19年オープン
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合
設置した施設と有効活用手段	①魚捌き体験施設 ⇒ 漁港環境整備施設用地(補助用地)の占用許可 ②屋根(BBQスペース) ③釣り堀、釣り桟橋 ⇒ 水域の占用許可(10年間)

フィッシャリーナ、産直センターなど海業施設の拠点として活用 (神奈川県 三崎漁港)



- 「うらり」来訪者数 約110万人 (R2)
- ゲストバス利用隻数：1,198隻 (R2)
- 海上釣り堀利用者数 約3万人 (R1)

未利用地を陸上養殖施設として活用 (広島県 走漁港)

取組



- 財産処分：漁港施設用地(漁具保管施設修理施設用地2,910㎡、加工場用地5,946㎡)合計8,856㎡
- 使用目的：漁村地域の振興に資する陸上養殖施設(養殖用水槽、一次加工(乾燥)施設等)の設置
- 占用期間：占用開始日から令和7年3月まで(ただし、申請により更新可能)
- 工事完成年度：令和2年度

期待される効果

- アオノリの生産量増加
計画生産量：10t (将来的には15tまで増加)
- アオノリの安定供給
陸上養殖による海水温変化への影響や異物混入のリスクの低減
- 新規雇用の創出
地元(島内)で従業員18人をパートで採用(島内人口439人 (R2.12))
- 使用料の増加
施設使用料：年間約340万円



「浜の活力再生プラン」 (浜プラン)

- 漁村地域の活性化には、その地域の漁業種類や取扱魚種のほか、それぞれの環境・状況に即した対応が必要。
- 浜ごとの特性を活かした創意工夫のもと、漁業者自らが中心となり地域一体となって、漁業者の所得向上により漁村地域の活性化を目指す行動計画である「浜の活力再生プラン」(浜プラン)の策定を推進(平成25年度より)。
- 令和7年3月末現在、全国の563地区において浜プランに基づく各種取組を実施中。

① 浜プランの概要

水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、浜ごと(概ね漁協単位)に策定

◎策定主体 地域水産業再生委員会(市町村、漁協等)

◎具体的対策を定める

<収入向上の取組> <コスト削減の取組> <漁村活性化の取組>

◎5年後の所得目標を定める

漁業者の所得を10%以上向上させることを目指して取組を実施

(海業による漁業外所得を含めることが可能)

※下線部は令和6年度以降の年度を計画の初年度として策定する浜プランから適用

② 浜プランの取組事例

串間市東地区(宮崎県)

- ・宮崎県の最南端に位置する当地区は、大型・小型定置網を中心に、曳縄・一本釣り漁業等多様な沿岸漁業が行われており、ブリ、アジ等の回遊魚の漁獲が主体。
- ・漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の確保が困難、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。



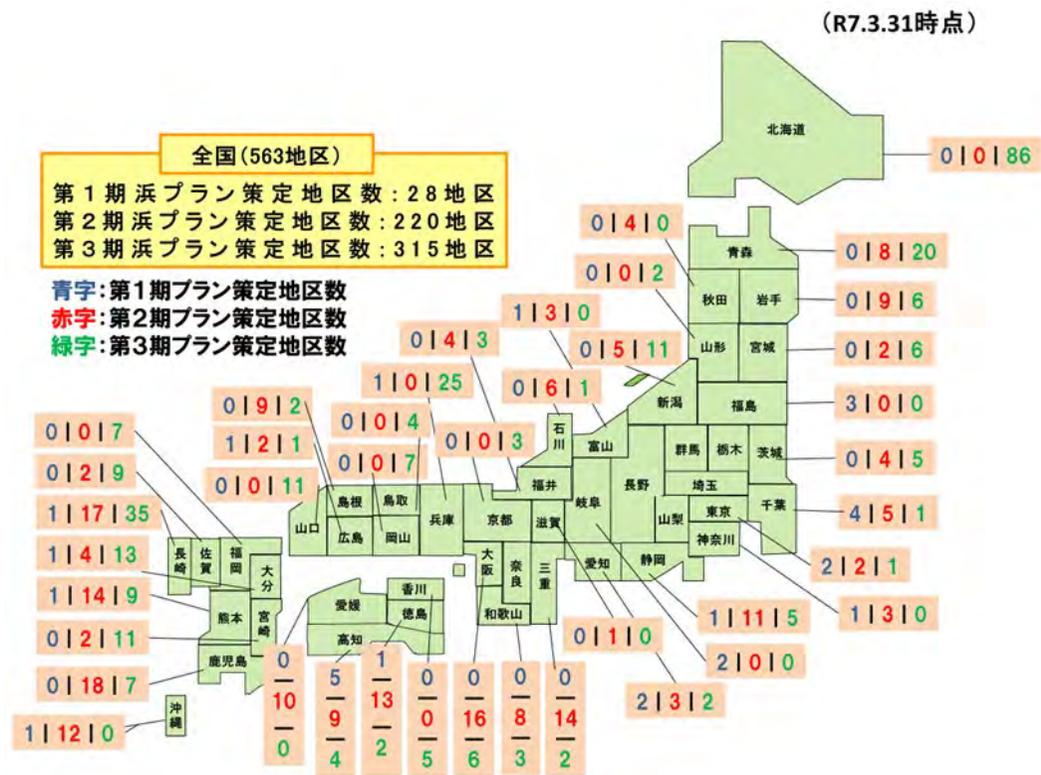
加工品製造・販売



地域ブランドマアジ「美々鱈」

- ・大型定置網は当番制を採用し、空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

③ 浜プラン策定状況



海洋環境の変化への対応

- 日本近海の海水温は、100年間で1.24℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

検討会取りまとめ（対応の方向性）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のIQの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

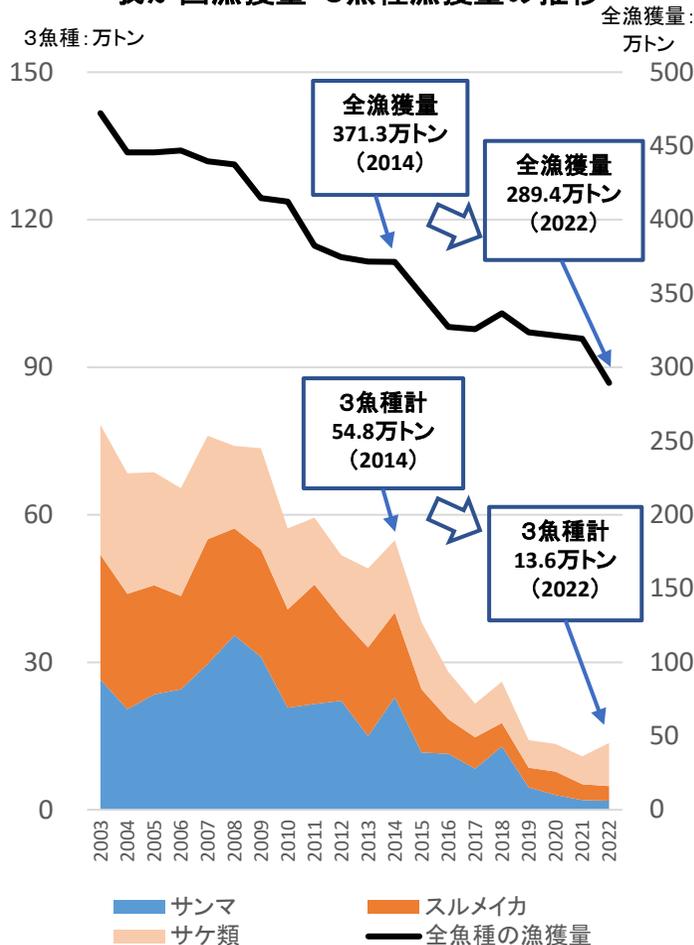
4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

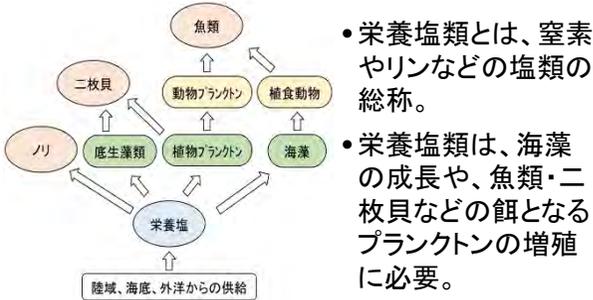
我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



栄養塩類の減少について

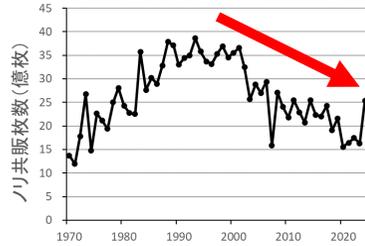
- 瀬戸内海を始めとした閉鎖性水域において、栄養塩類の減少等によりイカナゴの不漁やノリの色落ち等、生産への影響が示唆されている。
- 水産資源の生産性の確保に向け、瀬戸内海、伊勢・三河湾、東京湾において、栄養塩類と水産資源の関係に関する調査研究、栄養塩類管理モデルの構築、栄養塩類供給手法の開発、栄養塩類管理方策の検討に取り組んでいるところ。

■ 栄養塩類と水産資源の関係(イメージ図)



- 栄養塩類とは、窒素やリンなどの塩類の総称。
- 栄養塩類は、海藻の成長や、魚類・二枚貝などの餌となるプランクトンの増殖に必要。

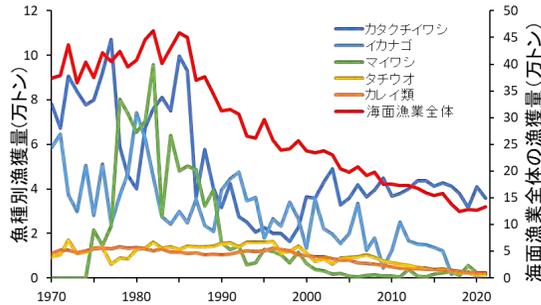
■ 瀬戸内海のノリ生産枚数と栄養塩類環境



(全国漁業協同組合連合会のり事業推進協議会「乾のり共販漁連別実績表」をもとに作成)

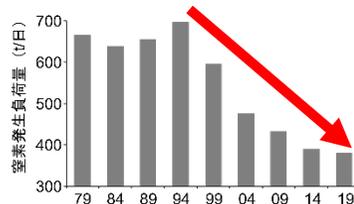
・瀬戸内海のノリの生産量については、1990年代は30億枚台であったものの、近年は減少傾向。

■ 瀬戸内海の漁獲量の推移

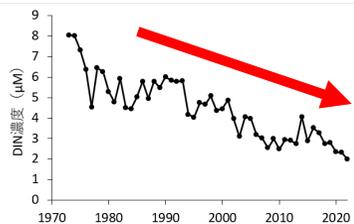


(中国四国農政局統計部情報「灘別漁獲統計」及び農林水産省漁業・養殖生産量統計年報「大海区都道府県振興局別統計」をもとに作成)

- 瀬戸内海の漁獲量については、1980年代までは40万トンを超える年もあったものの、その後減少し、近年は10万トン台で推移。イカナゴについても漁獲量は低迷。
- 兵庫県の研究により、海域の栄養塩類の低下が、イカナゴの減少に影響を及ぼしていることが示唆。



・海域の窒素発生負荷量は1日約600トンだったが、90年代以降減少し、近年は約400トンと3分の2に減少。



・栄養塩類濃度(窒素)は、90年代に約5μMだったが、近年では約3μMと減少。

(※ノリ養殖には5~7μMの窒素濃度が必要とされ、不足すると色落ちが始まる)

※DIN(溶存無機態窒素)とは、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の合計

(環境省資料、瀬戸内海ブロック浅海定線観測データより作成)

■ 栄養塩類対策

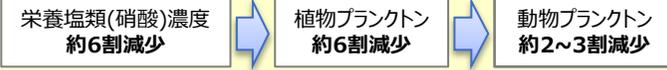
栄養塩類と水産資源の関係に関する調査研究

- 栄養塩類の変化が植物プランクトンに及ぼす影響
- 植物プランクトンの変化が動物プランクトンに及ぼす影響
- 動物プランクトンと小型魚類の関係等について、現地調査、飼育実験、シミュレーション等を実施。

(主な成果例)

カタクチワシ豊漁年と不漁年の春季において、栄養塩類濃度が餌となる動物プランクトンの経年変動に影響を及ぼすことが示唆された。

豊漁年に比べて、不漁年は



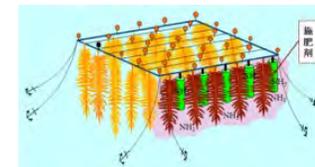
栄養塩類管理モデルの構築

栄養塩類管理方策の検討に必要な栄養塩類管理モデルの構築。

栄養塩類供給手法の開発

効果的な栄養塩類の供給手法の開発・実証・高度化

〈施肥〉



漁業生産に寄与する栄養塩類管理方策の検討

みどりの食料システム戦略について

- 農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定。
- 2050年までに目指す姿に「農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現」を掲げる等、中長期的な観点から、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」することを目標としている。
- 水産関係では、漁船の電化・水素化やブルーカーボンの推進等によりカーボンニュートラルに取り組み、KPIとして漁獲量の回復や養殖における人工種苗の割合などの目標を設定している。

調達

- 養殖業において、天然資源に依存しない人工種苗を用いた完全養殖に転換
- これまでに開発された種苗生産技術を活用し、資源減少が懸念される魚種を養殖生産
- 養殖業において、魚粉に代わる新たな飼料原料を開発し、天然資源に依存しない養魚飼料に転換
- 漁業・養殖業において、漁具等水産用生産資材に使用するプラスチックの資源循環を推進し、海洋プラスチックごみを削減

生産

- 科学的な資源評価に基づき、最大持続生産量（MSY）の達成を目標として数量管理する新たな資源管理システムを導入
- 養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理
- 海洋環境への負荷軽減が可能な沖合養殖や陸上養殖を推進
- 漁業・養殖業において、化石燃料で駆動する漁船の動力を電化・水素燃料電池化することで、CO2排出量を削減
- 生分解性漁具の開発・普及
- CO2吸収源としての藻場の可能性を追求
- 「藻場・干潟ビジョン」による実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造を推進

加工・流通・消費

- 鮮度低下しやすい魚類の流通において、新たな凍結・解凍技術を開発し、安定供給・フードロス削減に寄与
- 密漁防止、IUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅のため、水産流通適正化制度を2022年12月に施行
- 流通構造を改革し、水産物の信頼性向上に寄与するとともに、取引の円滑化を実現
- 水産物の持続可能性を示す水産エコラベル認証の普及を促進し、資源管理や環境への配慮の重要性についての消費者意識を醸成

KPI

- 漁業：2030年までに、漁獲量を2010年度と同程度（444万トン）まで回復させる（参考：2018年漁獲量331万トン）
- 養殖業：①2050年までに、ブリ、カンパチ、クロマグロ、ニホンウナギの人工種苗比率100%を実現する（魚類養殖全体では80%を目指す）、②2050年までに、環境負荷の大きい生餌給餌から環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料に100%転換する、③2050年までに、配合飼料に占める天然資源に依存した魚粉の割合を現状の約5割から2割に低減する
- 水産業全体：2040年までに、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す

東日本大震災からの水産の復旧・復興状況

- 被災各県の主要な魚市場の水揚げは、H27年頃には、被災前の9割程度まで回復した。
- 令和4年3月末で陸揚げ岸壁の機能がすべて回復、令和5年3月末で被災した漁港施設の全てで復旧完了。
- 漁船については、今後再開を希望する福島県の漁船についても計画的に復旧をしていく予定
- 養殖については、再開を希望する養殖施設はH29年6月末に全て整備が完了した。

1 水揚げ

・被災各県の主要な魚市場の水揚げは、H27年頃には、被災前の9割程度まで回復。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水揚げ金額 (億円)	801	375	560	649	695	743	722	741	719	606	610	603	627	764	732
水揚げ量 (千t)	463	181	285	325	367	345	323	322	336	307	317	309	260	264	248

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。
※R6福島県の値は速報値

2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。

	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
陸揚げ岸壁について 全延長の陸揚げ機能 回復(漁港)	96	115	172	208	248	273	284	291	303	311	319	319
部分的に陸揚げ機能 回復(漁港)	134	149	117	99	65	45	35	28	16	8	0	0
潮位によっては陸揚 げ可能(漁港)	81	48	23	9	5	1	0	0	0	0	0	0
未復旧(漁港)	8	7	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0
復旧が完了した漁港 施設(施設)			974	1,417	1,903	2,324	2,514	2,602	2,695	2,722	2,809	2,828

※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。
※被災漁港数は7道県の合計。

3 漁船

・今後再開を希望する福島県の漁船について計画的に復旧。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
復旧隻数	15,308	17,065	17,947	18,257	18,486	18,651	18,679	18,694	18,720	18,739	18,749
うち岩手	7,768	8,542	8,805	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852
宮城	5,358	6,293	6,861	7,106	7,310	7,465	7,465	7,465	7,465	7,465	7,465
福島	256	289	340	358	383	393	421	436	462	481	491

※各年の隻数はH25年からR4年は3月末、R5年は12月末。
※復旧隻数は21都道県の合計。

4 養殖

・再開を希望する養殖施設はH29年6月末に全て整備完了。

単位:トン	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
ワカメ ※1	34,439	3,742	27,379	30,414	23,354	25,799	25,002	27,047	24,462	22,184	25,841	21,186	22,971	22,176
コンブ ※2	13,817	0	5,633	8,502	6,904	7,205	5,433	6,250	6,674	6,616	4,174	5,924	7,232	4,137
カキ ※3	4,031	354	719	1,476	2,207	2,386	2,316	2,506	2,423	2,042	2,270	2,529	2,240	1,454
ホタテガイ ※4	14,873	56	5,130	9,245	11,677	12,313	10,871	6,810	4,476	4,885	7,576	9,238	8,296	6,885
ギンザケ ※5	14,750	0	9,448	11,619	11,978	13,007	12,159	13,486	15,982	14,111	14,191	15,807	18,188	19,532

※1 漁期は2月～5月

※3 漁期は9月～翌年5月。

※5 漁期は3月～8月。

※2 漁期は3月～8月。

※4 漁期は4月～翌年3月。

東日本大震災からの水産の復旧・復興状況と今後の方針

- 加工流通施設については、再開を希望する施設の内、9割以上が業務を再開。
- がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。
- 令和3年3月に閣議決定された福島復興再生基本方針では、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等に対する支援や風評対策について明記されており、本方針に沿い、国が前面に立って復興・再生に取り組む。

5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
業務再開した水産加工施設(施設) ^{※1}	418	645	672	705	729	749	754	754	755	755	755	755	758
業務再開した産地市場(施設) ^{※2}	22	23	23	23	23	23	26	27	30	30	30	30	30

※1 各年の数字は、H24年が3月末、H25年からH29年は12月末、H30年は9月末、R1年からR5年は12月末時点。

※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年からR1年は2月末、R2年はR3、1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開したため、業務再開状況が100%となった。

6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
がれきにより漁業活動に支障のある漁場(か所)	定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988	988	988	988	988	988	988
	うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988	988	988	988	988	988	988
	養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135	1,135	1,136	1,139	1,139	1,139	1,140
	うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124	1,128	1,130	1,134	1,134	1,134	1,135

※支障のある箇所数が増減するのは、気象海象によりがれきが当該漁場に流入したり、流出したりするためである。

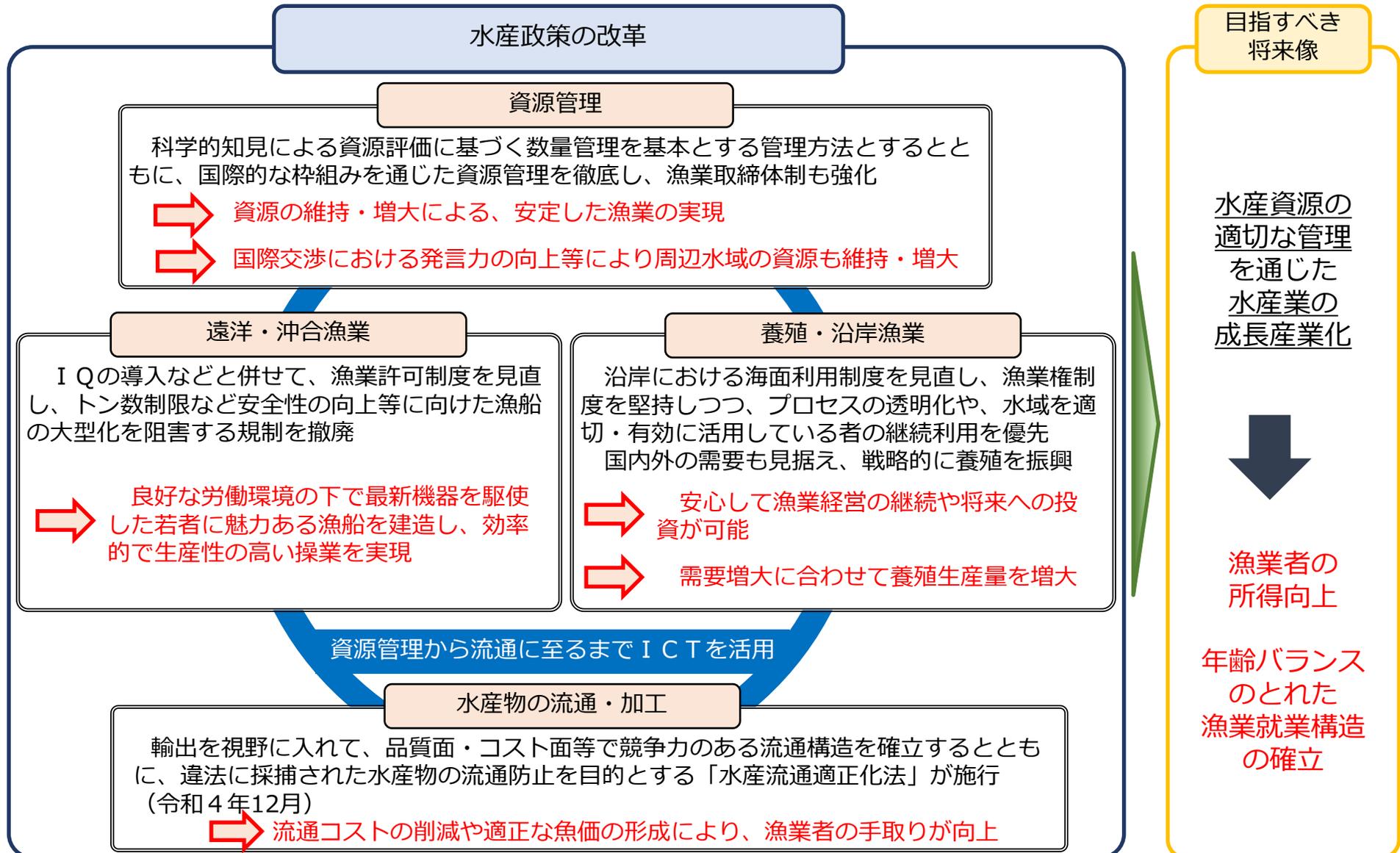
※各年の数字は3月末時点。

福島復興再生基本方針(改定)について(R3年3月26日閣議決定) ※水産関係部分(一部抜粋)

- 漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等に対する支援を継続。あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を整理するとともに、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。
- いまだ根強く残る福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因を調査するとともに、当該調査の結果に基づき流通事業者等に対して適切に指導、助言を行うなど必要な措置を講ずる。
- 農林水産物等の放射性物質検査の結果や福島の実況、放射線に関する正しい情報提供の展開、輸入規制撤廃に向けた働きかけ、教育旅行回復に向けた対策強化など、福島への誘客促進に向けた取組等、関係府省庁一体となって総合的に風評被害対策の推進を図る。

(参考) 水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理を通じた水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



(参考) 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要 (平成30年12月)

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正 (※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (TAC法) を漁業法に統合)

(1) 新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量 (TAC) による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て (IQ) による管理が基本 (IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理)

【漁獲可能量 (TAC) の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て (IQ) の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

(2) 漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

(3) 漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許 (法定の優先順位は廃止)。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

(5) その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

(参考) 養殖業成長産業化総合戦略 (2020.7策定、2021.7改訂)

- この総合戦略は、養殖業の全体像の理解を深め（第1 養殖水産物の動向、第2 我が国魚類養殖業の動向、第3 養殖に関する技術開発の動向）、成長産業化の取組方向と将来めざす姿等のビジョンを共有し（第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略）、実現に向けた対策（「第5 養殖業成長産業化を進める取組内容」）から構成。

第1 養殖水産物の動向

- 1 水産物需要の動向
 - 世界の養殖生産量は過去20年間で約4倍に拡大し、今後も成長の見通し。国内需要依存型では我が国の養殖生産は縮小均衡。
- 2 市場・流通の動向
 - 魚類養殖業は4定の生産を実現しやすい形態だが、入手する需要情報が限られ、需給バランスが崩れやすい傾向。
 - みどりの食料システム戦略を策定し、環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進等に取組む。
- 3 輸出拡大に向けた取組
 - 輸出先国の市場に対応した体制整備が重要。
 - 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略をとりまとめ、輸出重点品目としてブリ類、タイ、ホタテガイ、真珠の4品目を対象。

第2 我が国養殖業の動向

- 1 養殖業の特徴
 - 魚類養殖生産量はブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とし、25万トン（2018年）。生産金額は海面養殖全体の54%が魚類養殖。
 - 無給餌養殖はホタテガイ、カキ、ワカメ、ノリ、コンブを中心とし、多様な貝類、藻類を養殖（75万トン、2018年）。
- 2 生産・経営の動向
 - コストに占める餌代の割合は6～7割。養殖用餌の量と価格の両面で安定的に供給されることが重要な課題。
 - 無給餌養殖は、カキの殻むきやノリ・コンブの乾燥といった作業工程の中に人の手を要するところがあり、大幅な機械化・省力化が課題。
 - 2020年12月に改正漁業法が施行。プロセス透明化等により、養殖業における円滑な規模拡大・新規参入も視野。
 - 利用が難しいと言われてきた沖合漁場での大規模な養殖や陸上養殖の技術開発が進展。

第3 技術開発の動向

- 養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化（貝毒対策）
- 漁場の環境調査・維持改善（漁場環境のモニタリング）
- ICTの活用
- 大規模沖合養殖・陸上養殖の新養殖システムの取組
- 気候変動に対する取組
- 育種研究（高水温耐性のノリ等）
- 配合飼料開発
- 魚病対策
- 機械化・省力化等の技術開発が進展。

第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略

- 1 基本戦略
 - 国内市場向けと海外市場向けに分けて成長産業化に取組む。養殖業の定質・定量・定時・定価格な生産物を提供できる特性を活かし、需要情報を能動的に入手し、「マーケット・イン型養殖業」へ転換していく。
 - マーケットイン型養殖業を実現していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携や連結しながら、それぞれの強みや弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていく。
 - 現場の取組実例を参考とすると、養殖経営体は、外部から投資や技術導入等を図りつつ、マーケットイン型養殖業を目指しており、5つの基本的な経営体の例（①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企業、④1社統合企業、⑤流通型企業）を示す。無給餌養殖は、5つの経営体のタイプに至っていないことから、当面は①、②、③を目指す。
- 2 戦略的養殖品目と成果目標
 - (1) 戦略的養殖品目の指定
ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠
 - (2) KPI
生産量目標（戦略品目7品目毎に設定）、輸出額目標（ブリ類、マダイ、ホタテガイ、真珠に設定）

第5 養殖業成長産業化を進める取組内容

- 養殖業成長産業化の枠組の構築
- 養殖生産物の新たな需要創出・市場獲得の推進
- 持続的な養殖生産の推進
 - ・生産性・収益性の向上
 - ・魚病対策の迅速化への取組（ワクチンの開発・普及）
 - ・海面利用の促進・漁場の拡大等（プランクトンのモニタリング）
 - ・労働環境の整備と人材の確保
 - ・マーケットイン型養殖経営の推進
 - ・災害や環境変動に強い養殖経営の推進（適切な養殖管理）
- 研究開発の推進
 - ・研究機関の連携強化・役割分担
 - ・養殖製品の品質保持・管理
 - ・漁場環境モニタリングと活用、ICTの活用（栄養塩類の管理）
 - ・新魚種・新養殖システムの推進
 - ・育種等種苗改良の推進
 - ・配合飼料等の水産資材の維持・研究開発

(参考) 新たな水産基本計画について

● 令和4年に新たな水産基本計画が閣議決定された。主な内容は以下のとおり。

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

○ 資源調査・評価の充実

・デジタル化の推進によるデータ収集等の充実

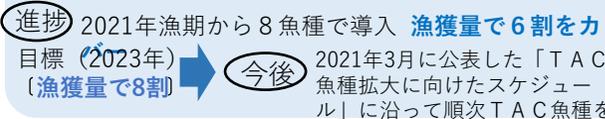
○ 新たな資源管理の着実な推進

・新たな資源管理システムの構築に向け、**資源管理ロードマップ**を策定し、盛り込まれた行程を着実に推進

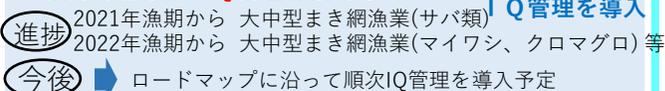
資源評価対象魚種の拡大



MSYベースのTAC管理の拡大



大臣許可漁業にIQ管理を原則導入



○ 海洋環境の変化への適応

・海洋環境の変動リスクを着実に把握
・資源変動に適応できる漁業経営体の育成
・複合的な漁業等の**新たな操業形態への転換**を推進
・日本の海や水産資源、漁業を守るための国際交渉の展開 等

○ 漁業取締・密漁監視体制の強化

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

○ 漁船漁業の構造改革等

・沿岸漁業については、現役世代を中心に**漁場の有効活用の更なる推進**
・未利用魚の有効活用等による高付加価値化の推進
・沖合漁業については、**複合的な漁業への段階的な転換、船型や漁法等の見直し**
・遠洋漁業については、**新たな操業形態**の検討、海外市場を含めた**販路の多様性の確保** 等

○ 養殖業の成長産業化

・**マーケットイン型養殖業の推進**
・大規模沖合養殖の推進や陸上養殖への届出制の導入 等

○ 輸出拡大

・輸出戦略に基づき、**2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円へ拡大**(輸出重点品目:ぶり、たい、ホタテ貝、真珠) 等

○ 人材育成

【新規就業者等の育成・確保】
・ICT等の習得を含めた新規就業者等の育成・確保
【海技士の確保・育成】
・海技資格の早期取得に向けた取組の推進
・外国人材の受入環境の整備 等

○ 経営安定対策

・新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、**漁業収入安定対策の在り方を検討** 等

地域を支える漁村の活性化の推進

○ 浜の再生・活性化

・漁業の活性化による漁村の活性化
→ **拠点漁港の施設再編・集約と更なる機能強化**
・漁業以外の産業の取込みによる漁村の活性化
→ 漁港施設を活用した**海業等の振興**と漁港漁村の環境整備
→ 漁業者の所得向上を目指す「**浜プラン**」における**交流事業や人材確保の取組促進** 等

○ 加工・流通・消費に関する施策の展開

【加工】
・**国産加工原料の安定供給**
→ 水産物供給の平準化の取組を推進
・**中核的水産加工業者の育成**や**外国人材の活用**

【流通】

・IUU漁業の撲滅に向けて、国際約束等に基づく措置を適切に履行
・水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、**定期的に数値を検証**
・指定基準の指標と対象魚種については**2年程度ごとに検証・見直し**

【消費】

・**国産水産物の消費拡大**
・水産エコラベルの活用の推進 等

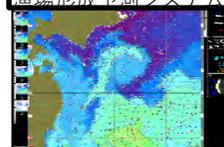
○ 防災・減災、国土強靱化への対応

・気候変動等による災害の激甚化等への対応 等

水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

- **みどりの食料システム戦略と水産政策**
- **スマート水産技術の活用**
- **カーボンニュートラルへの対応**
・藻場の保全・創造 (ブルーカーボン)
- **新型コロナウイルス感染症対策**
- **東日本大震災からの復興**

漁場形成予測システム



効率的な操業で燃油使用量削減



藻場の保全・創造 (ブルーカーボン)

水産物の自給率目標

・資源管理ロードマップ(444万トン)、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標(1.2兆円)を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

(参考) 新たな漁港漁場整備長期計画について

- 令和4年に新たな漁港漁場整備長期計画が閣議決定された。主な内容は以下のとおり。

現状・課題

- 水産資源の減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少に加え、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の激甚化等により、取り巻く環境は依然厳しい状況
- 新たな資源管理、需要に応じた養殖生産への転換、輸出促進等を進め、グリーン化やデジタル化等の新たな社会情勢の変化への対応が必要

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による
水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による
持続可能な漁業生産の確保

「^{うみぎょう}海業^{*}」振興と多様な人材の活躍による
漁村の魅力と所得の向上

実施の目標と目指す姿

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。



イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。



ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかに強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮



ア「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。



イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



(共通課題) 社会情勢の変化への対応 (グリーン化の推進、 デジタル社会の形成、 生活スタイルの変化への対応)

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45%(R3) ⇒ おおむね70%(R8) 等

- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27%(R3) ⇒ おおむね70%(R8) 等

- 漁港における新たな「^{うみぎょう}海業^{*}」等の取組件数
5年間でおおむね500件 等

※海業(うみぎょう): 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの